

---

# 令和6年度 第4回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和6年11月19日（火）10:00～12:00

場 所 トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）

4階 第1会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

狩野専門委員長

3 議 事

大規模施設整備事業の事前評価について〈諮問審議〉

- ・岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（盛岡市）
- ・岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業（宮古市）

4 閉 会

## 岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
狩野 徹	佐久大学人間福祉学部 教授	都市計画 建築計画	専門委員長
島田 悦作	岩手県立大学総合政策学部 准教授	財政学 農業経済学 環境経済学	
竹内 貴弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	
濱上 邦彦	岩手大学農学部 准教授	農業土木 水工学	
松木 佐和子	岩手大学農学部 講師	森林 環境	
松山 梨香子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	
八重樫 健太郎	北光監査法人 公認会計士	企業会計	
山本 英和	岩手大学理工学部 准教授	地震工学	副専門委員長 Web

(敬称略)

令和6年度第4回大規模事業評価専門委員会  
配付資料一覧

- 資料 No. 1 大規模事業評価諮問書（写）
- 資料 No. 2 令和6年度大規模事業評価地区 位置図（R6.11 諮問）
- 資料 No. 3 大規模事業評価関係資料

**【事前評価】**

- ・岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業
- ・岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業  
（宮古市）



# 諮問書（写）



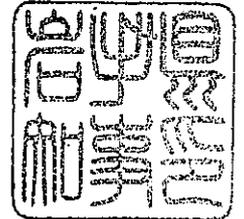


政 第 105 号

令和6年11月13日

岩手県政策評価委員会  
委員長 吉野 英岐 様

岩手県知事 達 増 拓 也



大規模事業評価について（諮問）

政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）第10条第1項の規定に基づき、別紙の大規模事業に係る事前評価について意見を求めます。

(別紙)

大規模施設整備事業事前評価 対象事業

番号	担当部名 担当課名	事業名	市町村名	事業計画			事前評価 の要件
				着手 年度	完了 予定 年度	総事業費 (百万円)	
1	保健福祉部 保健福祉企画室 環境生活部 環境生活企画室	岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設 (仮称) 整備事業	盛岡市	R6	R9	4,159	基本設計後



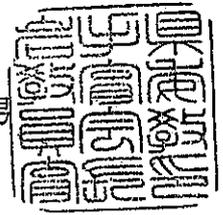
教企第 564 号

令和 6 年 11 月 13 日

岩手県政策評価委員会

委員長 吉野 英岐 様

教育長 佐藤 一男



大規模事業評価について（諮問）

政策等の評価に関する条例（平成 15 年岩手県条例第 60 号）第 10 条第 4 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙の大規模事業に係る事前評価について意見を求めます。

担当：教育企画室

施設整備管財担当 神久保

TEL：019-629-6155（内線 6155）

(別紙)

大規模施設整備事業事前評価対象事業

番号	担当部名 担当課名	事業名	市町村名	事業計画			事前評価 の要件
				着手 年度	完了 予定 年度	総事業費 (百万円)	
1	教育委員会 事務局 教育企画室	岩手県立宮古商工高等学校及び 岩手県立宮古水産高等学校校舎新築事業	宮古市	2024 (R6)	2034 (R16)	11,791	基本設計後

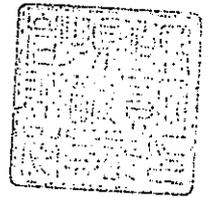


令和6年11月13日

岩手県大規模事業評価専門委員会  
専門委員長 狩野 徹 様

岩手県政策評価委員会

委員長 吉野 英岐

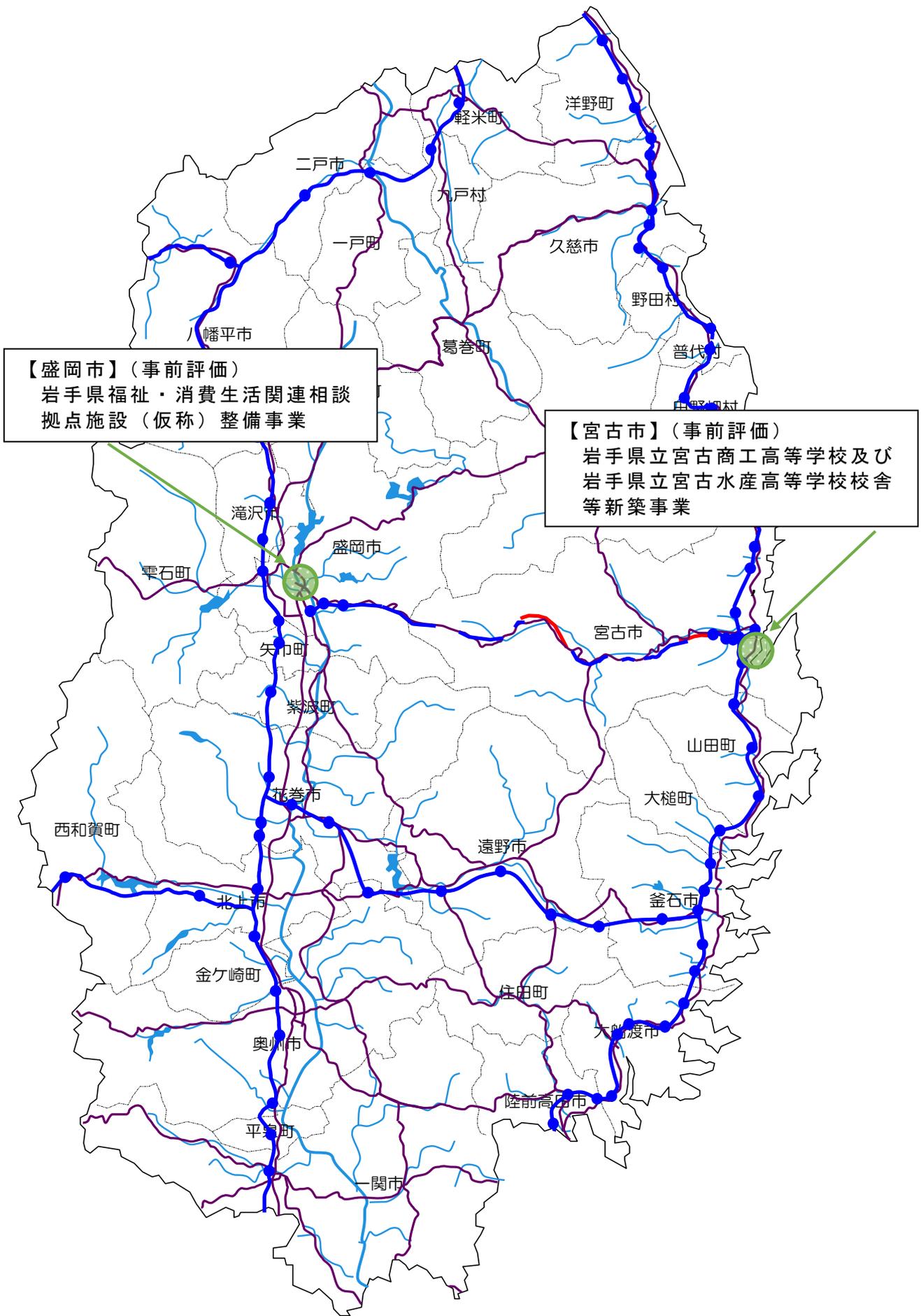


大規模事業評価に係る諮問について

政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）第10条第1項及び同条第4項で準用する同条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県知事及び岩手県教育長から、大規模施設整備事業に係る事前評価について諮問がありましたので通知します。



# 大規模事業評価地区 位置図 (R6.11 諮問)





## 大規模事業評価関係資料

## 大規模施設整備事業 事前評価（基本設計後）

番号	担当部局等	事業名	地区名等	ページ
1	保健福祉部 保健福祉企画室 環境生活部 環境生活企画室	岩手県福祉・消費生活関連相談 拠点施設（仮称）整備事業	盛岡市	9～48
2	岩手県教育委員会事務局 教育企画室	岩手県立宮古商工高等学校及び 岩手県立宮古水産高等学校校舎 等新築事業	宮古市	49～110



# 大規模施設整備事業事前評価調書の概要

## (岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設(仮称)整備事業)

担当部課：保健福祉部保健福祉企画室  
環境生活部環境生活企画室

### 1 事業概要(所在市町村：盛岡市)

- 事業目的：老朽化・狭隘化が著しい福祉総合相談センターと県民生活センターを効率性・経済性の観点から一体的に整備し、福祉・消費生活分野における相談窓口のワンストップ化など、支援機能の充実を図る。
- 事業内容：建設予定地：旧県立盛岡短期大学跡地(盛岡市住吉町)  
敷地面積：8,143.31㎡  
延床面積：4,912.05㎡
- 事業期間：令和6年度～令和9年度
- 総事業費：4,159百万円
- 経緯
  - 昭和48年7月 福祉総合相談センター(現有施設)を供用開始
  - 昭和59年8月 県民生活センター(現有施設)を供用開始
  - 令和元年8月 福祉総合相談センターの旧県立盛岡短期大学跡地移転について方向性を決定
  - 令和3年7月 「福祉総合相談センター整備検討委員会」を設置し、整備内容の検討を開始
  - 令和4年6月 福祉・消費生活分野の相談窓口の一本化に向け、県民生活センターとの一体的な整備について検討を開始
  - 令和5年9月 旧県立盛岡短期大学跡地への移転整備について公表
  - 令和5年11月 当該事業の事前評価について、岩手県大規模事業評価専門委員会へ諮問
  - 令和6年1月 岩手県大規模事業評価専門委員会から「県の評価は妥当」との答申を受け、県として事業実施する対応方針を決定
  - 令和6年7月 施設新築工事設計業務に着手(令和7年9月完了予定)

### 2 事業の必要性等

本県の社会福祉行政及び消費者行政の中核的機能を担う機関として、近年増加傾向にある児童虐待相談をはじめ、障がい者相談や消費生活相談などに適切に対応するため、施設を移転整備することにより老朽化・狭隘化の解消と、県民福祉の向上や安全・安心の確保に向けた機能の維持・強化を図る。

### 3 環境保全と景観への配慮

- 脱炭素化へ向けた取組として、建物性能をZEB Ready相当(省エネ性能50%以上)とし、環境と維持管理コストに配慮した庁舎とする。
- 希少な動植物の生息が確認された場合は、生息環境の保護・保全に努めるものとする。
- 盛岡市景観計画に沿って、建物の高さや形状・色などについて、周辺環境や景観に配慮の上、整備を行うものとする。

### 4 総合評価

福祉総合相談センター及び県民生活センターの各機関は、児童福祉法や消費者安全法などの関連法令の規定に基づき設置しているものであるが、施設の老朽化・狭隘化が著しいため、相談業務におけるプライバシーの確保や一時保護所における利用者の個別性を尊重した支援などの環境が整っておらず、相談拠点としての機能維持が困難な状況にある。

本県の社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担う機関として、移転整備後においても機能の充実・強化を図りながら、引き続き同様の役割を担っていく必要がある。

また、整備コストについては、両センターを県有地の同一敷地内に集約し、一体的に整備することにより建設費用及び維持管理費用の抑制に努めるとともに、環境や景観などへの影響について配慮しながら、整備基本計画に基づき移転整備に向けた取組を着実に推進することとし、事業実施は妥当と判断したものである。

施設の名称	岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）												
担当部課名	保健福祉部保健福祉企画室 環境生活部環境生活企画室	建設予定地	盛岡市										
県の計画との関連	<p>計画：いわて県民計画（2019～2028）</p> <p>（政策）Ⅰ 健康・余暇 （政策項目）1 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります （具体的な推進方策）② こころの健康づくりの推進</p> <p>（政策項目）3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります （具体的な推進方策）⑥ 障がい者が安心して生活できる環境の整備</p> <p>（政策）Ⅱ 家族・子育て （政策項目）6 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります （具体的な推進方策）④ 子どもが健やかに成長できる環境の整備</p> <p>（政策）Ⅴ 安全 （政策項目）28 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます （具体的な推進方策）④配偶者等に対する暴力の根絶 ⑥ 消費者施策の推進</p>												
事業概要	<p>(1) 事業目的</p> <p>老朽化・狭隘化が著しい福祉総合相談センターと県民生活センターを、効率性・経済性の観点から一体的に整備し、福祉・消費生活分野における相談窓口のワンストップ化など、支援機能の充実を図る。</p>												
	<p>(2) 事業の特徴</p> <p>福祉総合相談センターと県民生活センターを一体的に整備することにより、県財政負担の軽減や施設の機能向上を図る。</p>												
	<p>(3) 事業目標</p> <p>ア 目標</p> <table border="1" data-bbox="287 1288 1324 1384"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標年次</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の供用開始</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>令和9年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠</p> <p>令和5年度に策定した「岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備基本計画」において想定している供用開始年度をもとに設定した。</p>			指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値	施設の供用開始	—	—	令和9年度	—
	指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値								
施設の供用開始	—	—	令和9年度	—									
<p>(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢</p> <p>福祉総合相談センターは、児童、女性、障がいに関する相談対応や緊急時における一時保護等の業務を、県民生活センターは、消費生活、交通事故、多重債務等の各種相談対応や商品テスト等の業務を実施しており、本県の社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担ってきた。</p> <p>社会福祉分野では、当該センターが受理した虐待を含む児童相談件数は、令和4年度で2,076件と、平成25年度比の約1.9倍と増加傾向にあるほか、支援ケースも複雑化・困難化している状況にある。また、自殺者数は、長期的には減少傾向にあるものの、人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は、令和5年度で20.2人と、全国で3番目に高い状況となっている。</p> <p>消費生活分野では、新型コロナウイルス感染症や自然災害に便乗した悪質商法、デジタル化の進展に伴う電子商取引やSNSをきっかけとした消費者トラブルなどの相談も多く、相談件数は概ね9千件台で推移しており、令和5年度は9,956件となっている。</p> <p>こうした情勢を踏まえ、本県の社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担う機関として、両センターの必要性や役割は一層高まっている状況にある。</p>													

事業概要	<p>(5) これまでの経緯</p> <p>昭和48年7月 福祉総合相談センター（現有施設）を供用開始</p> <p>昭和59年8月 県民生活センター（現有施設）を供用開始</p> <p>令和元年8月 福祉総合相談センターの旧県立盛岡短期大学跡地への移転改築について方向性を決定</p> <p>令和3年7月 「福祉総合相談センター整備検討委員会」を設置し、整備内容の検討を開始</p> <p>令和4年6月 環境生活部を整備検討委員会に加え、県民生活センターとの一体的な整備について検討を開始</p> <p>令和5年9月 旧県立盛岡短期大学跡地への移転整備を公表</p> <p>令和5年11月 住民説明会開催</p> <p>〃 当該事業の事前評価について、岩手県大規模事業評価専門委員会へ諮問</p> <p>令和6年1月 岩手県大規模事業評価専門委員会から「県の評価は妥当」との答申を受け、県として事業実施する対応方針を決定</p> <p>令和6年2月 「岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備基本計画」公表</p> <p>令和6年7月 施設新築工事設計業務に着手（令和7年9月完了予定）</p>																								
事業概要	<p>(6) 事業の内容</p> <p>ア 事業主体 岩手県</p> <p>イ 施設の概要及び規模（施設延べ面積、敷地面積等）</p> <p>(ア) 建設予定地 旧県立盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町）</p> <p>(イ) 敷地面積 8,143.31 m<sup>2</sup></p> <p>(ウ) 施設の規模（基本設計後）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延床面積（m<sup>2</sup>）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉総合相談センター</td> <td rowspan="4">R C 造</td> <td rowspan="4">2 階</td> <td>2,493.32</td> <td>執務室、待合室、相談室等</td> </tr> <tr> <td>県民生活センター</td> <td>326.20</td> <td>執務室、相談室、研修室等</td> </tr> <tr> <td>入居団体</td> <td>239.80</td> <td>執務室、相談室</td> </tr> <tr> <td>共有部分</td> <td>1,852.73</td> <td>会議室、車庫、交通部等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>4,912.05</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間 令和6年度 ～ 令和9年度</li> <li>今後のスケジュール <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度～令和7年度 設計業者選定、基本設計・実施設計</li> <li>令和7年度～令和8年度 施工業者選定、工損調査（事前）、建設工事</li> <li>令和9年度 工損調査（事後）</li> </ul> </li> </ul>	区分	構造	階数	延床面積（m <sup>2</sup> ）	備考	福祉総合相談センター	R C 造	2 階	2,493.32	執務室、待合室、相談室等	県民生活センター	326.20	執務室、相談室、研修室等	入居団体	239.80	執務室、相談室	共有部分	1,852.73	会議室、車庫、交通部等	合 計			4,912.05	
区分	構造	階数	延床面積（m <sup>2</sup> ）	備考																					
福祉総合相談センター	R C 造	2 階	2,493.32	執務室、待合室、相談室等																					
県民生活センター			326.20	執務室、相談室、研修室等																					
入居団体			239.80	執務室、相談室																					
共有部分			1,852.73	会議室、車庫、交通部等																					
合 計			4,912.05																						

## (7) 整備事業費と収支計画

## ア 事業費

(百万円)

総事業費	用地費	本体工事費	設備費※1	その他※2
4,159	—	3,899	50	210

※1 宮古児童相談所実績 (11,713千円÷1,161 m<sup>2</sup>≒10千円/m<sup>2</sup>) を参考に試算

※2 設計、工事監理、地質調査、工損調査等

## イ 年度別事業計画

(百万円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度※
62	475	3,613	9

※工損調査(事後)

## ウ 財源

(百万円)

国庫支出金	その他特定財源	県債※	一般財源
185	—	3,474	500

※公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業): 充当率90%、交付税措置率50%

## エ コスト縮減への取り組み

- ・福祉総合相談センターと県民生活センターを同一敷地内に集約し、一体的に整備することにより建設費用及び維持管理費用を抑制する。
- ・耐久性に優れた材料を、躯体・内外装・設備材料等に採用し、施設の長寿命化を図るとともに、建物性能のZEB化等により、ライフサイクルコストを抑制する。

## オ 収支計画

整備事業費に関連しないものであるが、通常業務における収支見込みを算出した。

なお、収支は現時点での想定であり、今後、国の制度改正等により増減する可能性がある。

## ・収支計画(令和9年度※)

区分	内 訳	事業費(千円)	備 考
収 入	国庫支出金	40,976	児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、精神保健費等国庫補助金、地方消費者行政推進交付金等
	使用料手数料	819	行政財産使用料
	諸収入	554	社会保険料納付金
	計	42,349	
支 出	人件費	782,561	職員数181人 福セ:158人(駐在含む) 県セ:23人
	管理運営費	56,759	消耗品費、光熱水費等
	計	839,320	

※ 施設供用開始初年度

## (1) 事業実施の必要性

## ア 県計画との関連

「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプランにおいて、

- 政策項目No.1「生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります」では、「こころの健康づくりの推進」
- 政策項目No.3「介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります」では、「障がい者が安心して生活できる環境の整備」
- 政策項目No.6「安心して子どもを産み育てられる環境をつくります」では、「子どもが健やかに成長できる環境の整備」
- 政策項目No.28「事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます」では、「配偶者等に対する暴力の根絶」、「消費者施策の推進」

を具体的推進方策としており、当該施策を推進するため、両センターを福祉・消費生活分野における相談支援業務の中核を担う複合施設として整備し、相談機能の強化・充実を図ろうとするものである。

## イ 課題や県民のニーズとの関連

福祉総合相談センターは、施設の老朽化が著しいほか、段差や階段が急勾配であるため、障がいのある方や高齢者等の利用者へ配慮した施設構造とする必要がある。

また、児童虐待等の各種相談件数の増加や、支援ケースの複雑化・困難化に対応するための専門職員を増員してきたことに伴い、執務室が手狭となっており、職員数に応じた執務環境の確保が必要であるほか、待合室や相談室などの諸室が慢性的に不足し、共有せざるを得ない状況にあるため、相談者のプライバシー保護の観点から、各機関専有の設備を整備する必要がある。

県民生活センターは、消費生活相談窓口の市町村への設置や、商品テストの実施体制の縮小等による業務内容の変化により環境再現室等の設備が遊休化しているほか、消費者団体等の活動内容の変化や設備の老朽化により、活動室等の設備の利用が低調となっており、社会情勢に見合った施設規模へ見直しをする必要がある。

## (2) 県が実施（関与）する必要性

両センターに関連する機関は、下記法令に基づき、県が設置することとされている。

## 【福祉総合相談センター】

児童相談所…児童福祉法第12条

女性相談支援センター…困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条

身体障害者更生相談所…身体障害者福祉法第11条

知的障害者更生相談所…知的障害者福祉法第12条

精神保健福祉センター…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条

## 【県民生活センター】

消費生活センター…消費者安全法第10条

(3) 緊急に取り組む必要性

施設の老朽化により、施設の修繕に多額の費用（※）を要していることや、相談件数の増加に伴う相談室の不足、児童相談所の一時保護所における一人当たりの居室面積が国の基準を満たしていないなど、様々な課題が生じており、これらの解消・是正を図るため、移転整備する必要がある。

【※修繕実績（H元～R 5 累計額）】

福祉総合相談センター：287,786千円、県民生活センター：119,633千円

(1) 定量的な効果 ※ 数値で把握できる効果（利用者数、経済波及効果等）

ア 2つの施設を同一敷地内に集約して整備することにより、施設の総延床面積が縮減し、維持管理費の抑制が期待される。

○延床面積

現施設 A	新施設 B	増減 C = B - A
5,405.87 m <sup>2</sup>	4,912.05 m <sup>2</sup>	▲493.82 m <sup>2</sup>

○維持管理費（年間光熱費）

現施設 A	新施設 B	差額 C = B - A
9,948千円	5,425千円	▲4,523千円

イ 現施設で不足する設備の充実により、機能・性能の向上（※）が図られる。

設 備	現 行	計 画	増 減
相談室	7室・102.26 m <sup>2</sup>	13室・193.98 m <sup>2</sup>	6室・91.72 m <sup>2</sup>
事務室	369.21 m <sup>2</sup>	545.49 m <sup>2</sup>	176.28 m <sup>2</sup>
居室（児童）	5室・72.08 m <sup>2</sup>	16室・138.05 m <sup>2</sup>	11室・65.97 m <sup>2</sup>
屋内運動場	—	129.19 m <sup>2</sup>	皆増

【※機能・性能の向上の例】

- 相談機能 相談室の専用化、相談者に配慮した広さの確保、遮音性等の確保 など
- 待合機能 専用スペースの確保、情報提供スペースの確保 など
- 執務機能 緊急事案対応のための打合せスペースの確保など
- 保管機能 書庫（倉庫）スペースの充実、機密性・安全性の確保 など
- 一時保護機能 居室の個室化、運動・学習スペースの拡充 など
- ユニバーサルデザイン サイン表示による経路の明確化、通路幅員の確保 など
- 駐車機能 駐車台数の増、障がい者・高齢者等に配慮したスペースの確保 など

事業の有効性

(2) 定性的な効果 ※ 数値で把握しきれない効果

上記（「事業の有効性」（1）イ）の機能・性能の向上により、以下のような効果が期待される。

- 耐震性能の確保による職員・来所者の安全性の向上
- ユニバーサルデザインによる来所者の利便性の向上
- 施設の集約による相互利用者の煩雑さの解消
- 執務室の機能性の向上や設備の充実による業務の効率化
- 相談室等の専用化や居室の個室化による利用者のプライバシー及び心理的安全性の確保
- 一時保護所における学習支援環境の充実による保護児童の学習機会の確保
- 施設職員の24時間常駐による地域防犯力の向上 など

(1) 費用便益分析 (B/C) ※ 事業の効果を金額に換算 (便益) 後に、費用と効果について分析する  
 当該施設は、児童福祉法等の法令に基づき、児童、女性、障がい、こころの健康などに関する相談対応や、一時保護や措置を行う専門的な支援機関として設置することとされているため、その活動の効果を金額に換算することは困難であり、費用便益分析 (B/C) による効率性の検証は行わないこととした。

なお、他県の類似事例 (※) においても、費用便益分析を実施した例は確認できなかった。

【※他県の類似事例】  
 秋田県子ども・女性・障害者相談センター (R4 完成、R5 開所)  
 福井県児童・女性相談所 (R5 完成、R6 開所)

ア 費用便益分析

基準年 50年

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
費用項目	整備費	3,899	
	修繕費	49	初年度を除く 49 年
	大規模改造工事費	152	20 年後に実施
	長寿命化工事費	232	40 年後に実施
	総費用 (C)	4,332	社会的割引率 4 %
便益項目			
	総便益 (B)	—	
費用便益比 (B/C)		—	

事業の効率性

イ 採用した費用便益分析の手法等

○ 整備費

総事業費 (事業概要 (7) ア) を計上

○ 修繕費、大規模改造工事費、長寿命化工事費

基本設計段階であり詳細な設備機器が決定していないことから、「岩手県公共施設個別施設計画策定指針 (平成 29 年 3 月)」による中長期保全計画表の作成に準じ、標準的な周期により部位・部材を修繕 (更新) するものとして積算

(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性

上記 (「事業の有効性」(2)) に記載のとおり

(1) 規模の妥当性

上記（「事業の必要性」(1)イ）のとおり、福祉総合相談センターは、執務スペースの狭隘化や相談室等の慢性的な不足等を解消するため、現行面積の 1.9 倍程度（1,314.54 m<sup>2</sup>⇒2,493.32 m<sup>2</sup>）、また、県民生活センターは、設備の遊休化等の状況を踏まえ、現行面積の 2 割程度（1,457.60 m<sup>2</sup>⇒326.2 m<sup>2</sup>）の規模としている。

これらの算定にあつては、国の基準（※1）に準拠するほか、現有施設における利用状況、令和 3 年度に整備した宮古児童相談所の実績（※2）や他県の事例（※3）を参考とした。

【延べ床面積の比較】 （単位：m<sup>2</sup>）

区 分		①計 画	②現 行	増 減 (①-②)
福祉総合相談センター	児童相談所	1,479.48	789.97	689.51
	女性相談支援センター (旧婦人相談所)	408.15	89.83	318.32
	身体障害者更生相談所	56.66	92.24	▲35.58
	知的障害者更生相談所	214.31	57.43	156.88
	精神保健福祉センター	334.72	285.07	49.65
	小 計	2,493.32	1,314.54	1,178.78
県民生活センター		326.20	1,457.60	▲1,131.40
入居団体（5団体）		239.80	697.41	▲457.61
共用部（会議室、車庫、廊下等）		1,852.73	1,936.32	▲83.59
合 計		4,912.05	5,405.87	▲493.82

【※1 国の基準】

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号）

女性相談支援センター設置要綱（令和 6 年 3 月 18 日厚生労働省社会・援護局長通知）

新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）

【※2 宮古児童相談所の実績】

延べ床面積 旧施設：514.96 m<sup>2</sup> ⇒ 現施設：1,161.21 m<sup>2</sup>（旧施設の約 2.2 倍）

【※3 他県の事例】

秋田県子ども・女性・障害者相談センター（R4 完成） RC 造 2 階建 3,096 m<sup>2</sup>

福井県児童・女性相談所（R5 完成） W 造 2 階建 3,940 m<sup>2</sup>

また、合築のメリットを活かした会議室等の共有化や、利用頻度が少ない室の廃止により、延床面積を現行施設より約 494 m<sup>2</sup>削減し、規模の適正化を図っており、施設規模は妥当であるものとする。

【室の共有化・廃止の例】

室名	現施設 A	新施設 B	増減 A-B
会議室（総計）	福祉総合セ 161.05 m <sup>2</sup> 県民生活セ 294.20 m <sup>2</sup>	共有 244.90 m <sup>2</sup>	▲210.35 m <sup>2</sup>
グループ活動室・ 研究成果展示室	県民生活セ 180.00 m <sup>2</sup>	廃止	皆減
テスト室	県民生活セ 117.80 m <sup>2</sup>	廃止	皆減

	<p>(2) 代替手段との優位性（既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等）</p> <p>両センター各機関における相談対応のほか、児童相談所や婦人相談所においては深刻な事情を抱える児童や女性が使用する一時保護所を有するなどの特殊性・秘匿性があることから、活用できる他の既存施設や類似施設はないもの。</p> <p>なお、本事案へのPFI手法の導入は、民間事業者からの「事業規模から運営面での市場性はないと判断される」との意見や、他自治体の同種施設において「施設の特殊性から民間の自由裁量による維持管理が制限される」等を理由に従来手法を採用している実態を踏まえ検討した結果、適さないとの結論に至った。</p> <p>(3) 建設予定地選定の妥当性</p> <p>ア 検討した候補地 旧県立盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町110番2ほか）</p> <p>イ 選定理由</p> <p>(ア) 同一敷地内に整備予定の盛岡市所管施設と一体となった公的福祉機関の拠点形成が図られること。</p> <p>(イ) 現所在地から近距離にあり、医療機関や警察等による現行の連携体制が維持され、緊急時の迅速な対応が可能であること。</p> <p>(ウ) 県有地であるため新たに土地の取得が不要であり、必要な面積が確保できること。</p> <p>(エ) 基幹道路や盛岡バスセンターが周辺に位置する交通至便地であり、利用者が容易に来所できること。</p> <p>(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等）</p> <p>利用者の利便性に配慮するため、「岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備基本計画（令和6年2月公表）」や「ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年12月18日条例第74号）」等に基づき、次の事項等について、引き続き検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ わかりやすいサイン表示や触知案内板の設置など、利用者の利便性や安全面への配慮</li> <li>・ 日照、採光、換気等、利用者の保健衛生面への配慮</li> <li>・ 感染症り患者専用の居室、浴室及びトイレ等の整備による感染症拡大の防止</li> <li>・ 障がいの特性（車いす利用者、行動障がい等を有する利用者等）に配慮したスペースの確保</li> <li>・ 内装材への県産木材活用や柔らかい素材の使用など、相談者が落ち着ける空間づくり</li> </ul>
環境保全と景観への配慮	<p>(1) 環境に対する影響及び保守対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設予定地は、都市計画法の規定上、市街化区域（第一種住居地域）に該当する。</li> <li>・ 岩手県自然環境保全指針における環境保全区域は、「A」（自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域）と「C」（二次的自然環境の中でも、比較的自由度が高いと判断される重要な植生を含む地域）が混在している。</li> </ul> <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱炭素化へ向けた取組として、本県において令和5年10月に策定した「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針」に基づき、建物性能をZEB Ready相当（省エネ性能50%以上）とし、二重サッシ等により外皮性能の向上を図るほか、エネルギー効率の高い設備や太陽光発電設備等の導入を図り、環境と維持管理コストに配慮した庁舎とする。</li> <li>・ 希少な動植物の生息が確認された場合は、生息環境の保護・保全に努める。</li> </ul> <p>(2) 景観に対する影響及び配慮</p> <p>整備地は、盛岡市景観条例において「市街地景観地域」に該当するため、本事業は盛岡市景観計画に沿って、建物の高さや形状・色などについて、周辺環境や景観に配慮の上、整備を行うものとする。</p>

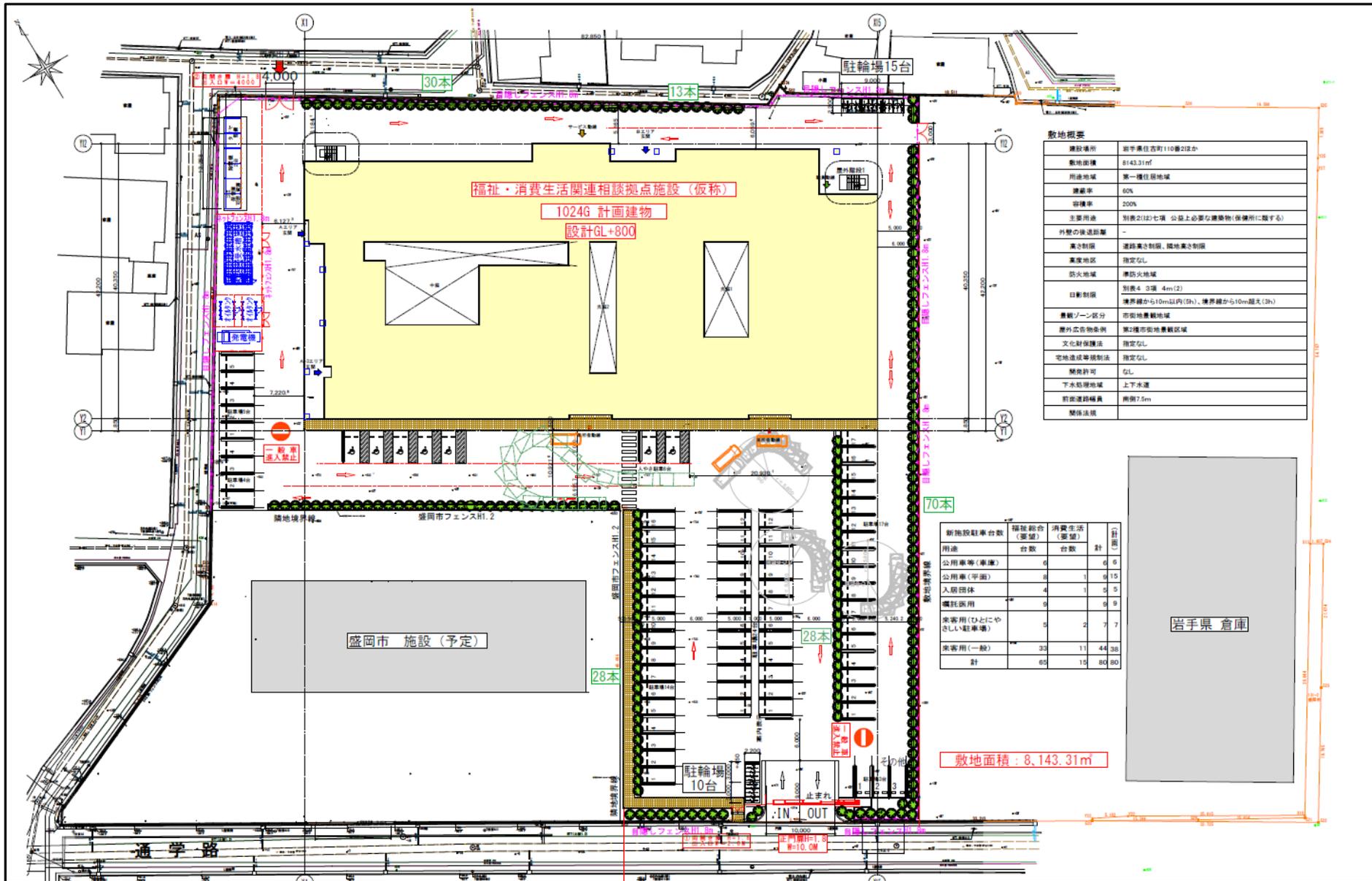
その他	<p>(1) 地域住民等の意見とその対応 令和5年11月に、整備予定地の周辺21町内会を対象に開催した住民説明会において、整備に反対する意見はなかった。</p> <p>(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応 特になし</p>		
総合評価	<p>(1) 総合評価</p> <table border="1" data-bbox="272 427 1058 539"> <tr> <td data-bbox="272 427 499 539">対応方針案</td> <td data-bbox="499 427 1058 539">           事業実施・要検討・その他            ( ) ( )         </td> </tr> </table> <p>○ 総合評価に係るコメント 福祉総合相談センター及び県民生活センターの各機関は、児童福祉法や消費者安全法などの関連法令の規定に基づき設置しているものであるが、施設の老朽化・狭隘化が著しいため、相談業務におけるプライバシーの確保や一時保護所における利用者の個別性を尊重した支援などの環境が整っておらず、相談拠点としての機能維持が困難な状況にある。 本県の社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担う機関として、移転整備後においても機能の充実・強化を図りながら、引き続き同様の役割を担っていく必要がある。 また、整備コストについては、両センターを県有地の同一敷地内に集約し、一体的に整備することにより建設費用及び維持管理費用の抑制に努めるとともに、環境や景観などへの影響について配慮しながら、整備基本計画に基づき移転整備に向けた取組を着実に推進することとし、事業実施は妥当と判断したものである。</p> <p>(2) 要検討、その他の場合対応案 —</p>	対応方針案	事業実施・要検討・その他 ( ) ( )
対応方針案	事業実施・要検討・その他 ( ) ( )		

※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特성에応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。



# 岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業 配置図



**敷地概要**

建設場所	岩手県盛岡市110番2地号
敷地面積	8143.31㎡
用途地域	第一種住居地域
建築率	60%
容積率	200%
主要用途	別表2(1)七項 公益上必要な建築物(保備用に随する)
外壁の後退距離	-
高さ制限	道路高さ制限、隣地高さ制限
高度地区	指定なし
防火地域	準防火地域
日照制限	別表4 3項 4m(2) 隣接線から10m以内(3h)、隣接線から10m超え(3h)
農林プラン区分	市街地農林地区
屋外広告物条例	第2種市街地農林地区
文化財保護法	指定なし
宅地造成等規制法	指定なし
開発許可	なし
下水道地域	上下水道
前線道路幅員	所定7.5m
関係法規	

**新施設駐車台数**

用途	福祉総合 (要望) 台数	消費生活 (要望) 台数	計 台数
公用車等(庫庫)	6	0	6
公用車(平面)	6	1	7
入居団体	4	1	5
委託所用	6	0	6
来客用(ひとにやさしい駐車場)	6	2	8
来客用(一般)	33	11	44
計	60	15	80

敷地面積：8,143.31㎡

# 岩手県福祉・消費生活関連 相談拠点施設（仮称）整備事業 （所在市町村：盛岡市）

1. 事業概要
2. 事業の必要性
3. 事業の有効性
4. 事業の効率性
5. 施設計画の妥当性
6. 環境保全と景観への配慮
7. 総合評価

# 1. 事業概要

## (1) 事業の目的

老朽化・狭隘化が著しい**福祉総合相談センター**と**県民生活センター**を、効率性・経済性の観点から**一体的に整備**し、福祉・消費生活分野における**相談窓口のワンストップ化**など、**支援機能の充実**を図る。

### ○福祉総合相談センター

児童相談所、女性相談支援センター（旧婦人相談所）、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターで構成される本県の社会福祉行政における総合相談機関であり、各種相談対応、児童・女性の一時保護、普及啓発活動等の業務を実施

### ○県民生活センター

本県の消費者行政の窓口として、消費生活、交通事故、多重債務等の各種相談、商品テスト等の業務を実施

## (2) 事業の目標

施設の供用開始目標年次 **令和9年度**

# 1. 事業概要

## 福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業

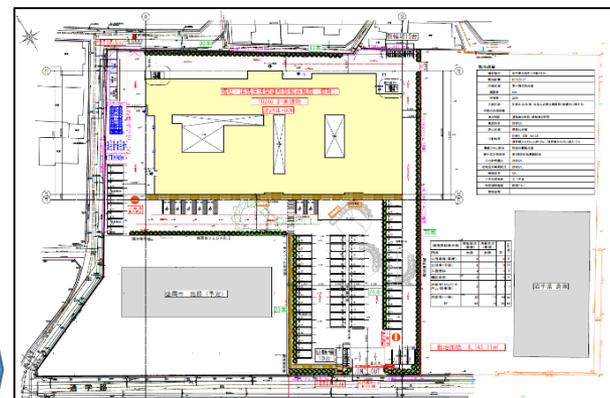


所在地：盛岡市本町通3-19-1  
建築年：昭和48年（築51年経過）  
施設概況  
庁舎：RC造-4F 3,230.95㎡  
車庫：S造-1F 72.00㎡  
車庫：S造-1F 37.62㎡



所在地：盛岡市中央通3-10-2  
建築年：昭和59年（築40年経過）  
施設概況  
庁舎：RC造-3F 2,023.37㎡  
車庫：S造-1F 33.93㎡  
自家発電機室：S造-1F 8.00㎡

【イメージ図】



移転集約

所在地：盛岡市住吉町110-2ほか  
（旧県立盛岡短期大学跡地）  
施設概況：延床面積 4,912.05㎡  
構造 RC造2階建

# 1. 事業概要

## 【現施設と整備予定地の位置関係図】



# 1. 事業概要

【建設予定地の状況（R5.10.12撮影）】



# 1. 事業概要

## (3) これまでの経緯

昭和48年7月	福祉総合相談センター（現有施設）供用開始
昭和59年8月	県民生活センター（現有施設）供用開始
令和元年8月	旧県立盛岡短期大学跡地への移転改築の方向性決定
令和3年7月	福祉総合相談センター整備検討委員会を設置
令和4年6月	県民生活センターとの一体整備について検討を開始
令和5年9月	旧県立盛岡短期大学跡地への移転整備を公表
令和5年11月	住民説明会開催、大規模事業評価専門委員会へ諮問
令和6年1月	「評価妥当」との答申を受け、事業実施とする対応方針を決定
令和6年2月	整備基本計画公表
令和6年7月	施設新築工事設計業務に着手（令和7年9月完了予定）

# 1. 事業概要

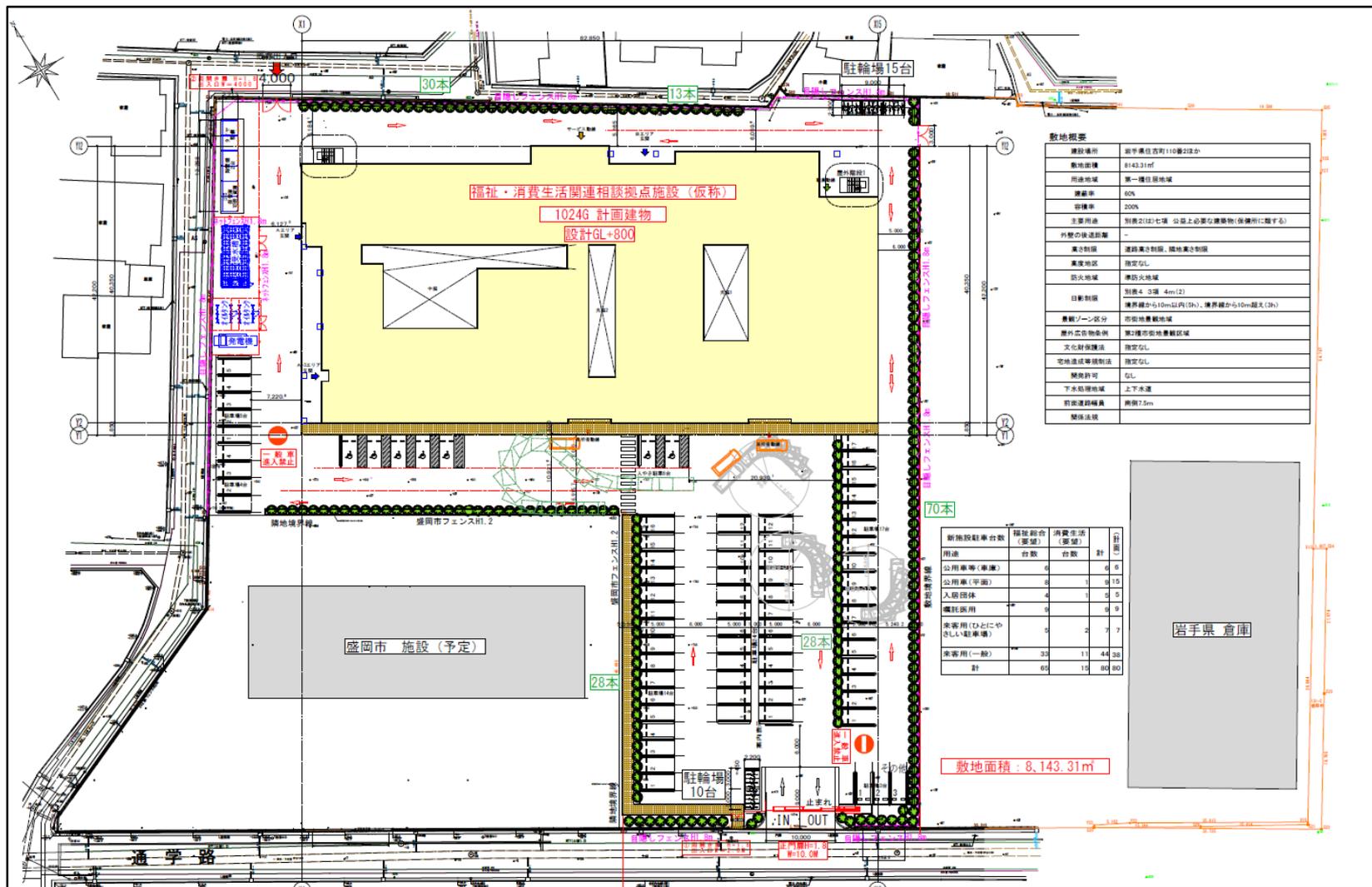
## (4) 事業の内容

- 事業主体 岩手県
- 建設予定地 旧県立盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町）
- 敷地面積 8,143.31㎡
- 施設の規模 下表のとおり



区分	構造	階数	延床面積 (㎡)	備考
福祉総合相談センター	RC造	2階	2,493.32	執務室、待合室、相談室、心理判定室など
県民生活センター			326.20	執務室、相談室、研修室など
入居団体			239.80	執務室、相談室
共有部分			1,852.73	会議室、車庫、交通部（廊下など）、トイレなど
<b>合 計</b>			<b>4,912.05</b>	

# 1. 事業概要



環境生活企画室・保健福祉企画室

# 1. 事業概要

## (5) 今後のスケジュール

○計画期間 令和6年度～令和9年度

○スケジュール ※基本設計段階であり、変更があり得る

- ・令和6年度 基本設計、地質調査
- ・令和6～7年度 実施設計、工損調査（事前）
- ・令和7～8年度 建築工事
- ・令和9年度 工損調査（事後） ※施設竣工後



# 1. 事業概要

## (6) 整備事業費

宮古児童相談所実績 (R3) を参考に試算  
※11,713千円 ÷ 1,161㎡ ≒ 10千円/㎡

総事業費は、**41億6千万円**で、内訳は下表のとおりである。

総事業費	用地費	建築工事費	設備費	その他
41.6億円	—	39.0億円	0.5億円	2.1億円

設計、工事監理、  
地質調査、工損調  
査、土地分筆

### 【コスト縮減への取組】

- ・ 福祉総合相談センターと県民生活センターを同一敷地内に集約し、**一体的に整備**することにより、**建設費用**及び**維持管理費用**を抑制する。
- ・ **耐久性に優れた材料**を、躯体・内外装・設備材料等に**採用**し、**施設の長寿命化**を図るとともに、**建物性能のZEB化**などにより、**ライフサイクルコスト**を抑制する。

(参考) 収支計画として、施設の運営に要する経費 (人件費、施設管理費) は、約 8.4 億円/年 (うち0.4億円は国庫支出金) を見込む。

## 2. 事業の必要性

### (1) 県計画との関連

#### ○ 政策項目No.1

「生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくれます」

【具体的取組方策】 こころの健康づくりの推進

#### ○ 政策項目No.3

「介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくれます」

【具体的取組方策】 障がい者が安心して生活できる環境の整備

#### ○ 政策項目No.6

「安心して子どもを産み育てられる環境をつくれます」

【具体的取組方策】 子どもが健やかに成長できる環境の整備

#### ○ 政策項目No.28

「事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます」

【具体的取組方策】 配偶者に対する暴力の根絶、消費者施策の推進



両センターの移転改築により相談機能の強化・充実を図る。

## 2. 事業の必要性

### (2) 課題や県民ニーズとの関連

福祉総合相談センターは、S48年に建築され、**築51年が経過**



**老朽化・狭隘化が著しく、今後、福祉分野の相談拠点としての機能維持が困難**



**増加する相談件数や複雑・困難化する支援ケースに対応するため、機能の充実強化が必要**



事務室



相談室



庁内の老朽箇所

## 2. 事業の必要性

### (2) 課題や県民ニーズとの関連

県民生活センターは、S59年に建築され、**築40年が経過**



市町村の相談窓口の設置等により業務内容が縮小し、**一部設備が遊休化**している状況



社会情勢に見合った**施設規模への見直し**や、国の**デジタル化に対応した環境整備が必要**



## 2. 事業の必要性

### (3) 県が実施する必要性

福祉総合相談センター及び県民生活センターに関連する施設は、**下記法令に基づき、県が設置・管理**することとされている。

#### 【福祉総合相談センター】

児童相談所...児童福祉法第12条

女性相談支援センター（旧婦人相談所）...困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条

身体障害者更生相談所...身体障害者福祉法第11条

知的障害者更生相談所...知的障害者福祉法第12条

精神保健福祉センター...精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条

#### 【県民生活センター】

消費生活センター...消費者安全法第10条

## 2. 事業の必要性

### (4) 緊急的に取り組む必要性

○施設の老朽化により、**施設の修繕に多額の費用**を要している。

⇒修繕等による建物性能の維持は限界にあり、早期の建替えが必要

【修繕実績（H元～R5累計）】

福祉総合相談センター：287,786千円 県民生活センター：119,633千円

○相談件数の増加に伴う**相談室の不足**

⇒相談者のプライバシー確保のため、各機関専用の設備が必要

○児童相談所**一時保護所**における**一人当たりの居室面積が国の基準**  
(4.95㎡/人以上)を**満たしていない**。

⇒国基準に準拠し、利用者の個別性を尊重した環境の整備が必要  
(居室個室化等)

# 3. 事業の有効性

## (1) 定量的な効果

ア. 2施設を集約することで、**総延床面積が縮減し、維持管理費の抑制が期待**

延床面積 **493.82㎡減** (5,405.87㎡⇒**4,912.05㎡**)  
維持管理費 (年間光熱費) **4,523千円減** (9,948千円⇒**5,425千円**)

ZEB化によりR6当初予算額から**40%減(※)**を見込む  
※出典：環境省ZEBポータルより

イ. 現在不足する**設備の充実**により、施設の機能・性能が向上

【設備充実の例 (福祉総合相談センター)】

設備	現施設	計画	増減
相談室	7室・102.26㎡	13室・193.98㎡	6室・91.72㎡
事務室	369.21㎡	545.49㎡	176.28㎡
居室(児童)	5室・72.08㎡	16室・138.05㎡	11室・65.97㎡
屋内運動場	—	129.19㎡	皆増

### 【機能・性能の向上の例】

- 相談機能：相談室の専用化、遮音性の確保
- 執務機能：緊急事案対応打合せスペースの設置
- 一時保護機能：居室の個室化、運動スペースの確保  
など

# 3. 事業の有効性

## (2) 定性的な効果

施設の機能・性能の向上により、以下のような効果が期待

- 耐震性能の確保による職員・来所者の**安全性の向上**
- ユニバーサルデザインによる来所者の**利便性の向上**
- 施設の集約による相互利用者の**煩雑さの解消**
- 執務室の機能性の向上や設備の充実による**業務の効率化**
- 相談室等の専用化や居室の個室化による利用者の**プライバシー及び心理的安全性の確保**
- 一時保護所における学習支援環境の充実による保護児童の**学習機会の確保**
- 施設職員の24時間常駐による**地域防犯力の向上** など

## 4. 事業の効率性

### (1) 費用便益分析 (B/C)

当該施設は、児童福祉法等の法令に基づき、各種相談対応や児童・女性の一時保護等を実施する専門的な支援機関であり、その効果を金額に換算することは困難であるため、費用便益分析 (B/C) による効率性の検証は行わないこととした。

なお、参考値として下表のとおり費用を算出した。

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
費用項目	整備費	3,899	
	修繕費	49	初年度を除く49年
	大規模改造工事費	152	20年後に実施
	長寿命化工事費	232	40年後に実施
	<b>総費用 (c)</b>	<b>4,332</b>	

※基準年50年、社会的割引率4%

## 4. 事業の効率性

### (2) 費用便益分析以外の観点から見た効率性

前記（「3.事業の有効性（2）定性的な効果」）に同じ

- 耐震性能の確保による職員・来所者の安全性の向上
- ユニバーサルデザインによる来所者の利便性の向上
- 施設の集約による相互利用者の煩雑さの解消
- 執務室の機能性の向上や設備の充実による業務の効率化
- 相談室等の専用化や居室の個室化による利用者のプライバシー及び心理的安全性の確保
- 一時保護所における学習支援環境の充実による保護児童の学習機会の確保
- 施設職員の24時間常駐による地域防犯力の向上 など

# 5. 施設計画の妥当性

## 【整備地の概要】

○所在地

盛岡市住吉町

○敷地面積

16,989.37㎡

うち8,143.31㎡

○用途地域

第一種住居地域

○建ぺい率

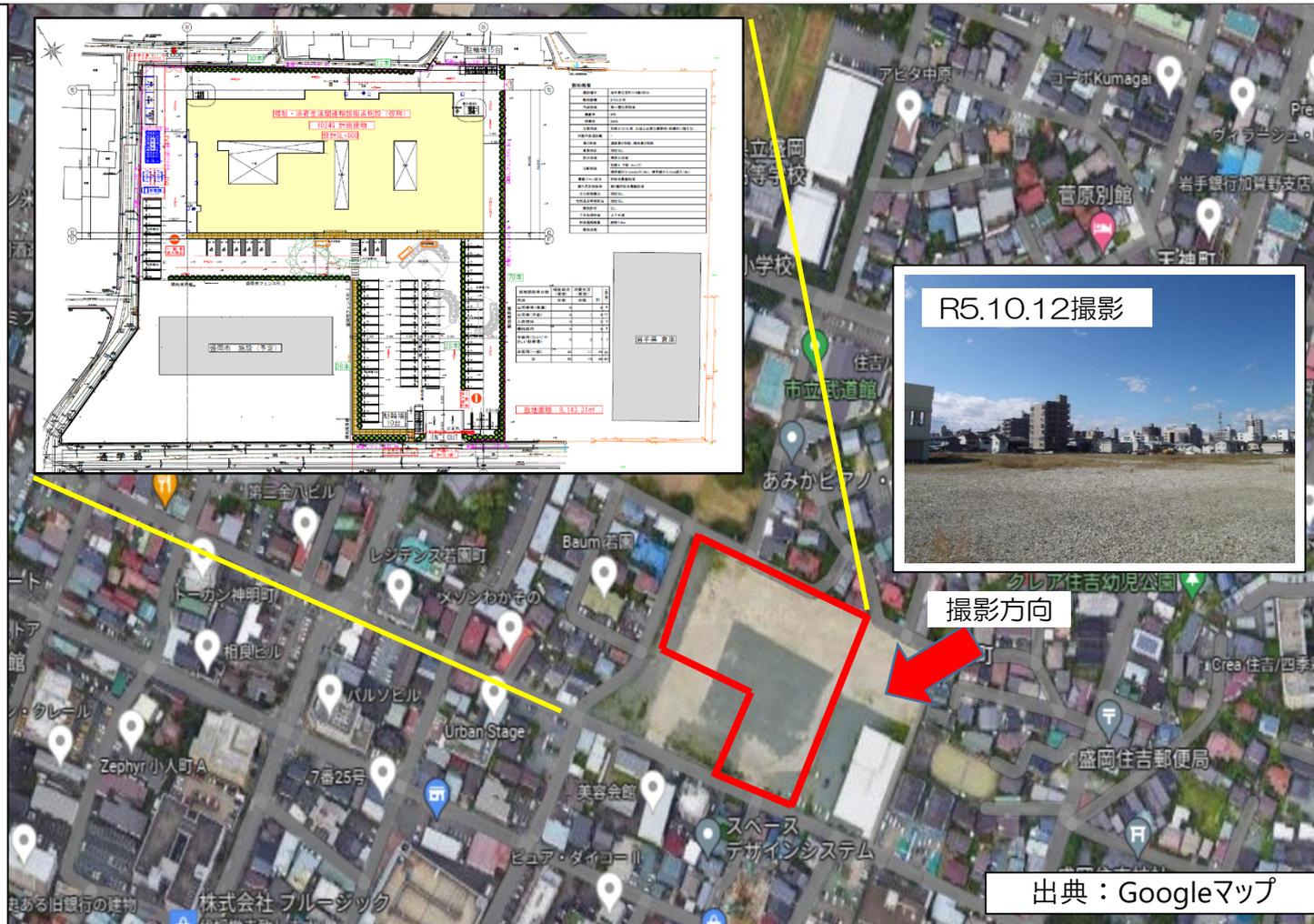
60%

○容積率

200%

○防火地域

準防火地域



## 5. 施設計画の妥当性

### (1) 規模の妥当性

施設面積は、下記を考慮のうえ規模の適正化を図っており、妥当であるものとする。

○現行施設の抱える課題の解消

・児童相談所

執務室の狭隘化や相談室不足等の解消 ⇒ 現行面積の1.9倍程度

・県民生活センター

遊休化した設備の廃止 ⇒ 現行施設の2割程度

○算定は「国の基準」に準拠するほか、「直近の実績」「他県の事例」を参考

○合築のメリットを活かした会議室等の共有化や、利用頻度等を勘案し整備室を精査



現行施設から延べ床面積を493.82㎡削減

# 5. 施設計画の妥当性

## 【延べ床面積の比較】

区分		計画 (m <sup>2</sup> )	現行 (m <sup>2</sup> )	増減 (m <sup>2</sup> )
福祉総合 相談セン ター	児童相談所	1,479.48	789.97	689.51
	女性相談支援センター	408.15	89.83	318.32
	身体障害者更生相談所	56.66	92.24	▲35.58
	知的障害者更生相談所	214.31	57.43	156.88
	精神保健福祉センター	334.72	285.07	49.65
県民生活センター	326.20	1,457.60	▲1,131.40	
入居団体（5団体）	239.80	697.41	▲457.61	
共用部（会議室、車庫、廊下等）	1,852.73	1,936.32	▲83.59	
<b>合 計</b>	<b>4,912.05</b>	<b>5,405.87</b>	<b>▲493.82</b>	

### 【参考とした基準等】

#### ○国の基準

一時保護施設の設備及び運営に関する基準  
女性相談支援センター設置要綱

#### ○直近の実績（宮古児童相談所（R3竣工））

旧：514.96m<sup>2</sup>⇒新：1,161.21m<sup>2</sup>（約2.2倍）

#### ○他県の事例

秋田県子ども・女性・障害者相談センター（R4竣工）

RC造2F 延床面積：3,096m<sup>2</sup>

福井県児童・女性相談所（R5竣工）

W造2F 延床面積：3,940m<sup>2</sup>

### 【室の集約化・廃止】

会議室（福祉セ+県民セ） 455.25m<sup>2</sup>⇒244.90m<sup>2</sup>

グループ活動室・研究成果展示室 180.0m<sup>2</sup>⇒廃止

テスト室 117.8m<sup>2</sup>⇒廃止

## 5. 施設計画の妥当性

### (2) 代替手段との優位性

相談対応のほか、深刻な事情を抱える児童・女性が使用する一時保護所を有するなどの**特殊性・秘匿性がある**ことから、**活用できる他の既存施設や類似施設はないもの**。

また、当該事業へのPFI方式の導入は、民間事業者からの意見聴取結果や他自治体の同種施設の実態を踏まえ検討した結果、適さないとの結論に至った。

### (3) 建設予定地選定の妥当性

#### ア 検討した候補地

旧県立盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町110番2ほか）

#### イ 選定理由

- ・ 同一敷地内に整備予定の盛岡市所管施設と一体となった**公的福祉機関の拠点形成**が図られること。
- ・ 現所在地から近距離にあり、医療機関や警察等による**現行の連携体制が維持**され、緊急時の迅速な対応が可能であること。
- ・ 県有地であるため**新たに土地の取得が不要**であり、**必要な面積が確保**できること。

## 5. 施設計画の妥当性

### (4) 利用者への配慮

利用者の利便性に配慮するため、「岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備基本計画」や「ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、下記事項等について、引き続き検討を進める。

- わかりやすいサイン表示や触知案内板の設置など、利用者の利便性や安全面への配慮
- 日照、採光、換気等、利用者の保健衛生面への配慮
- 感染症り患者専用の居室、浴室及びトイレ等の整備による感染症拡大の防止
- 障がいの特性（車いす利用者、行動障がい有する利用者等）に配慮したスペースの確保
- 内装材への県産木材活用や柔らかい素材の使用など、相談者が落ち着ける空間づくり

# 6. 環境保全と景観への配慮

## (1) 環境に対する影響及び保全対策

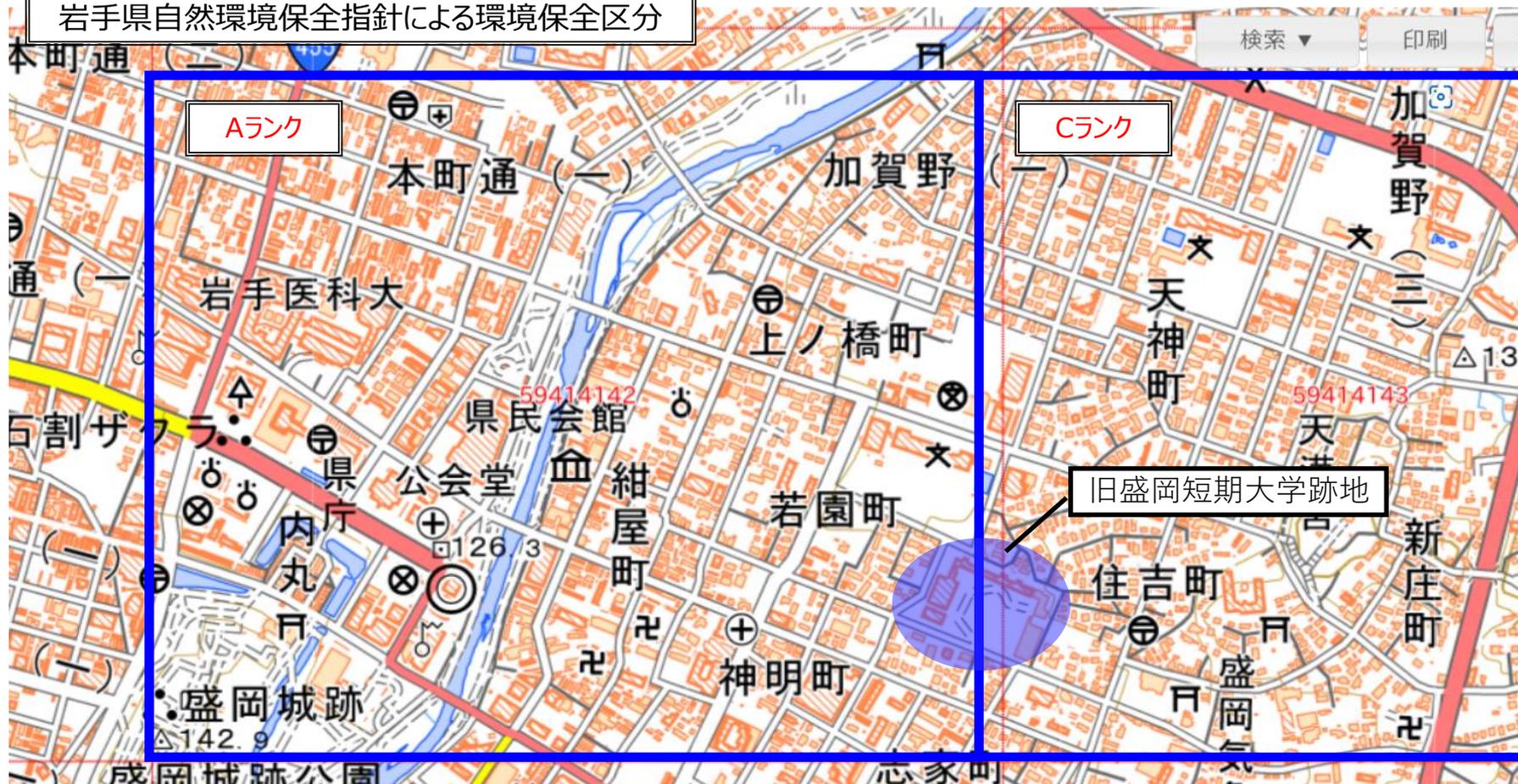
建設予定地は、旧岩手県立盛岡短期大学跡地（県有地）であり、岩手県自然環境保全指針による**環境保全区分**は、**A及びCランク**である。

区分	内容	保全目標	保全方向
A	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域</li><li>・ 特に重要な動植物種が生息・生育する地域</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特に重要な植生について、保護・保全を図る。</li><li>・ 特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保全・保護を図る。</li></ul>	<p>植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。</p> <p>事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。</p>
C	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域</li><li>・ 重要な動植物種が生息・生育する地域</li><li>・ 重要な地形・地質・自然景観が存在する地域</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重要な植生について、適正な保全を図る。</li><li>・ 重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。</li><li>・ 重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。</li></ul>	<p>事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める。</p>

- ・ 建物性能のZEB化による再生可能エネルギーの導入などによりCO2の排出を抑制
- ・ 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保全する取組を実施

# 6. 環境保全と景観への配慮

岩手県自然環境保全指針による環境保全区分



出典：環境省 自然環境局 生物多様性センター 自然環境調査Web-GIS

## 6. 環境保全と景観への配慮

### (2) 景観に対する影響及び保全対策

**建設予定地**は、盛岡市景観条例において「**市街地景観地域**」とされている。



盛岡市景観計画に沿って、建物の高さ、形状、色彩などに配慮の上、シンプルなデザインで周辺との街並みとの調和を図るなど、地域に親しまれる施設とする。

## 7. 総合評価

- 福祉総合相談センター及び県民生活センターの各機関は、児童福祉法や消費者安全法など **関連法令の規定に基づき設置**しているものである。
- しかし、**施設の老朽化・狭隘化が著しい**ため、相談業務における**プライバシーの確保**や一時保護における**利用者の個別性を尊重した支援**などの**環境が整っておらず**、相談拠点としての**機能維持が困難な状況**にある。
- 本県の**社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担う機関**であり、移転整備により機能の充実・強化を図りながら、**引き続き同様の役割を担っていく必要がある**。
- 以上のことから、事業の効率性、施設計画の妥当性の観点、環境や景観への影響の観点からも、支障となる要因はないものと判断される。

**【対応方針案】 事業実施**

## 大規模施設整備事業事前評価調書の概要

### (岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業)

担当部課：県教育委員会事務局教育企画室

#### 1 事業概要 (所在市町村：宮古市)

○事業目的：老朽化が著しい岩手県立宮古商工高等学校（商業校舎及び工業校舎）と岩手県立宮古水産高等学校の3校舎を効率性、経済性の観点から同一敷地内に一体的に整備し、両校の各専門分野に関する特色ある学科の機能を連携させ、幅広い学びを可能にするとともに、地域産業との連携を通じた専門教育の充実や学校活動の活性化を図る。

○事業内容：

ア 建設予定地

宮古商工高等学校商業校舎及び宮古水産高等学校の現在地（県有地）

イ 敷地面積

宮古商工高等学校商業校舎 33,530 m<sup>2</sup>、宮古水産高等学校 30,916 m<sup>2</sup>

ウ 施設規模（基本設計後）

区分	構造	階数	延床面積	備考
校舎棟	鉄筋コンクリート造	4階	16,770 m <sup>2</sup>	新築：商工、水産、産業教育施設
第一体育館	鉄骨造	2階	1,359 m <sup>2</sup>	改修：商業校舎
第二体育館・柔剣道場	鉄骨造	1階	1,092 m <sup>2</sup>	改修：商業校舎
合計			19,221 m <sup>2</sup>	
グラウンド整備	外構	—	11,500 m <sup>2</sup>	宮古商工高等学校商業校舎敷地（陸上トラックなど）
サブグラウンド整備	外構	—	20,000 m <sup>2</sup>	宮古水産高等学校敷地（野球場、ラグビー場など）
合計			31,500 m <sup>2</sup>	

○事業期間：令和6年度～令和16年度

○総事業費：11,791百万円

○経緯

ア 岩手県立宮古商業高等学校

昭和38年度 岩手県立宮古高等学校から商業科家政科が分離独立し、岩手県立宮古商業高等学校を設立し、現在地に移転

昭和39年度 体育館新築、校舎増築落成

昭和56年度 第二体育館新築落成

昭和63年度 産業教育施設、柔剣道場新築落成

平成5年度 校舎大規模改造第一期工事完成

平成6年度 校舎大規模改造第二期工事完成

平成9年度 第一体育館大規模改修工事完成

平成11年度 産業教育施設大規模改造工事完成

平成24年度 校舎等耐震補強工事完成

平成27年度 高校再編計画前期計画（H28～R2）を策定し、R2年度に岩手県立宮古工業高等学校との統合を計画

令和元年度 岩手県立宮古工業高等学校と統合により閉校

- イ 岩手県立宮古工業高等学校
- 昭和 46 年度 岩手県立宮古工業高等学校誘致期成同盟会結成
- 昭和 47 年度 宮古市赤前横枕地内に校地設定 第 1 期工事着工
- 昭和 48 年度 開校
- 昭和 49 年度 第 2 期工事の実験・実習室、体育館完成
- 平成 3 年度 産業教育施設家庭科・電子機械科実習棟完成
- 平成 8 年度 校舎大規模改修工事完成
- 平成 12 年度 電気・設備工業科棟大規模改造工事、校舎耐震補強工事完成
- 平成 22 年度 東日本大震災津波により校舎・工業科実習棟 1 階及び第 1・2 体育館・柔剣道場・部室等が浸水
- 平成 27 年度 高校再編計画前期計画（H28～R2）を策定し、R2 年度に岩手県立宮古商業高等学校との統合を計画
- 令和 元年度 岩手県立宮古商業高等学校と統合により閉校
- ウ 岩手県立宮古商工高等学校
- 令和 2 年度 県内初の校舎制による専門高校として開校
- 令和 3 年度 高校再編計画後期計画（R3～R7）を策定し、岩手県立宮古商工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内に一体的整備を計画
- エ 岩手県立宮古水産高等学校
- 明治 34 年度 県立水産学校開設、甲種実業学校として発足
- 昭和 27 年度 岩手県立宮古水産高等学校と改称
- 昭和 43 年度 新校舎落成
- 昭和 46 年度 産業教育施設棟完成
- 平成 2 年度 第二体育館完成
- 平成 4 年度 校舎大規模改修（A棟・B棟）工事完成
- 平成 8 年度 第一体育館、食品科学総合実習室、ボクシング場完成
- 平成 10 年度 校舎大規模改修（C棟）工事完成
- 平成 14 年度 校舎大規模改修（A棟・B棟）工事完成
- 平成 18 年度 校舎大規模改造及び耐震改修工事完成
- 平成 22 年度 東日本大震災津波によりグラウンドが冠水
- 令和 3 年度 高校再編計画後期計画（R3～R7）を策定し、岩手県立宮古商工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内に一体的整備を計画

## 2 事業の必要性等

### ア 県計画との関連

- 「いわて県民計画（2019～2028）第 2 期アクションプラン」の政策分野Ⅲ「教育」、政策項目 No.16 「児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます」における県が取り組む具体的な推進方策において、安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進することとしている。
- 「岩手県教育振興計画（2024～2028）」の具体的施策の内容項目「7 学びの基盤づくり」において、学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実を図ることとしている。
- 「新たな県立高等学校再編計画」の後期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の方針において、宮古地域は、物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれることから、今後の産業の広

がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要としている。

#### イ 課題や県民のニーズとの関連

- 宮古商工高等学校商業校舎は、1963（S38）年に建築され築 61 年が経過、宮古商工高等学校工業校舎は、1973（S48）年に建築され築 51 年が経過、宮古水産高等学校は、1968（S43）年に建築され築 56 年が経過し老朽化が著しいことから、早急に生徒等の安全性と安心して学べる教育環境を確保した学校を整備する必要がある。
- 東日本大震災津波により、宮古商工高等学校工業校舎の校舎・工業科実習棟 1 階及び第 1・2 体育館・柔剣道場・部室等が浸水、宮古水産高等学校のグラウンドが冠水したことから、新校舎は、生徒等の安全を確保するため、浸水想定区域外に整備する必要がある。

### 3 環境保全と景観への配慮

- リサイクルを考慮した低環境負荷材料使用、地域産木材の活用等、環境に配慮した計画とすることとしている。
- 外壁外断熱による施設の高断熱化、冷暖房設備の負担軽減、及び消費電力の少ない設備機器の使用、自然採光、通風、換気の積極的な導入、ソーラーパネルの設置などにより、CO<sub>2</sub> の排出を抑制する。
- 大きな施設ボリュームを分節化して威圧感を低減するとともに、シンプルなデザインとすることで周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう計画している。

### 4 総合評価

両校とも開校以来、地域の産業技術の担い手となる人材を育成・輩出してきたところであり、今後同様の役割を担うことから、安全で安心して学べる教育環境の整備が必要である。

3 校舎とも建築後 50 年以上が経過しており、老朽化が著しく、また、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに支障を来したことから、早急に安全性を確保する必要がある。

このため、浸水想定区域外の宮古商工高等学校商業校舎敷地内に 3 校舎を一体的に整備することにより、安全性を確保するとともに、整備面積の削減と総事業費を抑制することが可能であり、合築による事業実施が妥当であると判断したものである。

なお、環境や景観についても、支障となる要因はないものである。

施設の名称	岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校																						
担当部課名	教育企画室	建設予定地	宮古市																				
県の計画との関連	いわて県民計画（2019～2028） （政策）Ⅲ 教育 （政策項目）No.16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備 や教職員の資質の向上を進めます （具体的な推進方策）① 安全でより良い教育環境の整備																						
事業概要	(1) 事業目的																						
	老朽化が著しい岩手県立宮古商工高等学校（商業校舎及び工業校舎）と岩手県立宮古水産高等学校の3校舎を効率性、経済性の観点から同一敷地内に一体的に整備し、両校の各専門分野に関する特色ある学科の機能を連携させ、幅広い学びを可能にするとともに、地域産業との連携を通じた専門教育の充実や学校活動の活性化を図る。																						
	(2) 事業の特徴																						
	岩手県立宮古商工高等学校（商業校舎及び工業校舎）と岩手県立宮古水産高等学校の3校舎を一体的に整備することにより、施設の機能向上や県財政負担の軽減を図る。																						
	(3) 事業目標																						
ア 目標																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標年次</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の供用開始</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>令和9年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値	施設の供用開始	—	—	令和9年度	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標年次</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立高校の長寿命化改修・大規模改造等実施施設数(施設) [累計]</td> <td>令和3年度</td> <td>3</td> <td>令和8年度</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>		指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値	県立高校の長寿命化改修・大規模改造等実施施設数(施設) [累計]	令和3年度	3	令和8年度	9
指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値																			
施設の供用開始	—	—	令和9年度	—																			
指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値																			
県立高校の長寿命化改修・大規模改造等実施施設数(施設) [累計]	令和3年度	3	令和8年度	9																			
【参考】いわて県民計画（2019～2028） 第2期アクションプランの関連指標																							
イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠																							
令和3年度に策定した「新たな県立高等学校再編計画（H28～R7）」（以下、「高校再編計画」という。）の後期計画（R3～R7）において一体的整備が計画されており、現施設の老朽化が著しいことを踏まえて、竣工年度を設定した。																							
(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢																							
○ 平成23年3月の東日本大震災津波によって、宮古商工高等学校工業校舎は、校舎・工業科実習棟1階及び第1・2体育館・柔剣道場・部室等が浸水、宮古水産高等学校は、グラウンドが冠水しており、地球温暖化に伴う大雨の頻発や強風、地震、土砂災害など自然災害の発生への備えとして、日常的に多数の生徒が学校生活を送っている学校施設の安全性の確保が必要である。																							
○ 本県においては、教育環境の改善を図るため、建築後50年を目途に、施設状況を踏まえながら計画的に改築を進めている。																							
○ 宮古地域は、東日本大震災津波からの復興と物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれている。このことから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要であり、両校には宮古地域の専門高校としてその役割が一層期待されている。																							

(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など

ア 岩手県立宮古商業高等学校

昭和 38 年度 岩手県立宮古高等学校から商業科家政科が分離独立し、岩手県立宮古商業高等学校を設立し、現在地に移転

昭和 39 年度 体育館新築、校舎増築落成

昭和 56 年度 第二体育館新築落成

昭和 63 年度 新産業教育施設、柔剣道場新築落成

平成 5 年度 校舎大規模改造第一期工事完成

平成 6 年度 校舎大規模改造第二期工事完成

平成 9 年度 第一体育館大規模改修工事完成

平成 11 年度 産業教育施設大規模改造工事完成

平成 24 年度 校舎等耐震補強工事完成

平成 27 年度 高校再編計画前期計画（H28～R2）を策定し、R2 年度に岩手県立宮古工業高等学校との統合を計画

令和 元年度 岩手県立宮古工業高等学校と統合により閉校

イ 岩手県立宮古工業高等学校

昭和 46 年度 岩手県立宮古工業高等学校誘致期成同盟会結成

昭和 47 年度 宮古市赤前横枕地内に校地設定 第 1 期工事着工

昭和 48 年度 開校

昭和 49 年度 第 2 期工事の実験・実習室、体育館完成

平成 3 年度 産業教育施設家庭科・電子機械科実習棟完成

平成 8 年度 校舎大規模改修工事完成

平成 12 年度 電気・設備工業科棟大規模改造工事、校舎耐震補強工事完成

平成 22 年度 東日本大震災津波により校舎・工業科実習棟 1 階及び第 1・2 体育館・柔剣道場・部室等が浸水

平成 27 年度 高校再編計画前期計画（H28～R2）を策定し、R2 年度に岩手県立宮古商業高等学校との統合を計画

令和 元年度 岩手県立宮古商業高等学校と統合により閉校

ウ 岩手県立宮古商工高等学校

令和 2 年度 県内初の校舎制による専門高校として開校

令和 3 年度 高校再編計画後期計画（R3～R7）を策定し、岩手県立宮古商工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内に一体的整備を計画

エ 岩手県立宮古水産高等学校  
 明治 34 年度 県立水産学校開設、甲種実業学校として発足  
 昭和 27 年度 岩手県立宮古水産高等学校と改称  
 昭和 43 年度 新校舎落成  
 昭和 46 年度 産業教育施設棟完成  
 平成 2 年度 第二体育館完成  
 平成 4 年度 校舎大規模改修（A棟・B棟）工事完成  
 平成 8 年度 第一体育館、食品科学総合実習室、ボクシング場完成  
 平成 10 年度 校舎大規模改修（C棟）工事完成  
 平成 14 年度 校舎大規模改修（A棟・B棟）工事完成  
 平成 18 年度 校舎大規模改造及び耐震改修工事完成  
 平成 22 年度 東日本大震災津波によりグラウンドが冠水  
 令和 3 年度 高校再編計画後期計画（R3～R7）を策定し、岩手県立宮古商工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内に一体的整備を計画

(6) 事業の内容

ア 事業主体

岩手県

イ 施設の概要及び規模（施設延べ面積、敷地面積等）

(ア) 建設予定地

宮古商工高等学校商業校舎及び宮古水産高等学校の現在地（県有地）

(イ) 敷地面積

宮古商工高等学校商業校舎 33,530 m<sup>2</sup>、宮古水産高等学校 30,916 m<sup>2</sup>

(ウ) 施設規模（基本設計後）

区 分	構造	階数	延床面積	備 考
校舎棟	鉄筋コンクリート造	4 階	16,770 m <sup>2</sup>	新築：商工、水産、産業教育施設
第一体育館	鉄骨造	2 階	1,359 m <sup>2</sup>	改修：商業校舎
第二体育館・ 柔剣道場	鉄骨造	1 階	1,092 m <sup>2</sup>	改修：商業校舎
合 計			19,221 m <sup>2</sup>	
グラウンド整備	外構	—	11,500 m <sup>2</sup>	宮古商工高等学校商業校舎敷地 (陸上トラックなど)
サブグラウンド 整備	外構	—	20,000 m <sup>2</sup>	宮古水産高等学校敷地 (野球場、ラグビー場など)
合 計			31,500 m <sup>2</sup>	

ウ スケジュール

(ア) 計画期間 令和 6 年度 ～ 令和 16 年度

(イ) 今後のスケジュール（基本設計段階の想定であり、情勢等により変更もあり得る。）

～令和 6 年度 基本設計・実施設計

令和 7 年度～令和 9 年度 既存校舎一部解体、校舎・体育館等新築工事施工

令和 10 年度～令和 11 年度 既存校舎解体工事施工（宮古商工高等学校商業校舎）

令和 12 年度～令和 13 年度 グラウンド整備施工（宮古商工高等学校商業校舎）

令和 14 年度～令和 15 年度 既存校舎解体工事施工（宮古水産高等学校）

令和 15 年度～令和 16 年度 グラウンド整備施工（宮古水産高等学校）

(7) 整備事業費と収支計画

ア 事業費

(百万円)

総事業費	用地費	本体工事費	設備費	その他*
11,791	0	10,916	—	875

※設計、工事監理、事務費など

イ 年度別事業計画

～R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
627	176	4,245	4,986	89	359
R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	
30	290	97	424	468	

ウ 財源

国庫支出金	その他特定財源	一般財源	県債
957	0	1,094	9,740

エ コスト縮減への取組

- 県有地である宮古商工高等学校商業校舎敷地内に宮古商工高等学校商業校舎、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の校舎等を別棟とせず、合築することにより、特別教室や図書室、講義室を中心に積極的に必要諸室の共用化を図り、全体施設面積を縮減することで、建設費用及び維持管理費用を抑制する。
- また、宮古商工高等学校商業校舎の体育館や柔剣道場は改修の上、再利用することとし、宮古水産高等学校の産業教育施設の一部及び体育館等は既存施設をそのまま利用することで建設費用を抑制する。
- 建設費用に留意しつつ、高断熱化、高効率照明器具及び高効率空調機器の採用により年間光熱費を削減するとともに、交換や維持管理費用を抑制する。
- 補修、メンテナンスしやすく耐久性に優れた内外装材や設備材料を採用し、躯体寿命に比べて耐用年数の短い設備機器類は、日常の維持管理や将来の更新が容易に行える配置計画とすることで、施設全体の長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストを抑制する。

オ 収支計画

- 収入見込 授業料、入学選考料、入学料
- 支出見込 人件費、管理運営費（消耗品費、光熱水費、維持修繕費等）
- 収支計画 (単位：千円)

	内 訳	R9年度
収入	授業料等	5,302
	計	5,302
支出	人件費	1,026,990
	管理運営費	352,792
	計	1,379,782

※新校舎供用開始初年度

※収支は、R10年度以降も同水準で推移する見込み。

事業の必要性	<p>(1) 事業実施の必要性</p> <p>ア 県計画との関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン」の政策分野Ⅲ「教育」、政策項目No.16「児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます」における県が取り組む具体的な推進方策において、安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進することとしている。</li> <li>○ 「岩手県教育振興計画（2024～2028）」の具体的施策の内容項目「7 学びの基盤づくり」において、学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実を図ることとしている。</li> <li>○ 高校再編計画後期計画（R3～R7）の方針において、宮古地域は、物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれることから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要としている。</li> </ul> <p>イ 課題や県民のニーズとの関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮古商工高等学校商業校舎は、1963（S38）年に建築され築61年が経過、宮古商工高等学校工業校舎は、1973（S48）年に建築され築51年が経過、宮古水産高等学校は、1968（S43）年に建築され築56年が経過し老朽化が著しいことから、早急に生徒等の安全性と安心して学べる教育環境を確保した学校を整備する必要がある。</li> <li>○ 東日本大震災津波により、宮古商工高等学校工業校舎の校舎・工業科実習棟1階及び第1・2体育館・柔剣道場・部室等が浸水、宮古水産高等学校のグラウンドが冠水したことから、新校舎は、生徒等の安全を確保するため、浸水想定区域外に整備する必要がある。</li> </ul>
	<p>(2) 県が実施（関与）する必要性</p> <p>両校は、学校教育法第2条、第5条に基づき県が設置及び管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものである。</p> <p>両校は、開校以来、地域の産業技術の担い手となる人材を育成・輩出してきたところであり、引き続き宮古地域唯一の商業・工業・水産の専門高校としてのニーズが見込まれる。</p>
	<p>(3) 緊急に取り組む必要性</p> <p>宮古商工高等学校商業校舎は、県内で最も建築年が古く、築61年が経過、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校も築50年以上を経過し、老朽化が著しいことから、早急に改築する必要がある。</p> <p>また、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに支障を来したことから、早急に移転整備する必要がある。</p>
事業の有効性	<p>(1) 定量的な効果 ※ 数値で把握できる効果（利用者数、経済波及効果等）</p> <p>3つの校舎を同一敷地内に合築して整備することにより、諸室の一部を共有することが可能（管理諸室、特別教室等）となり、整備面積を削減することができるもの。</p>
	<p>(2) 定性的な効果 ※ 数値で把握しきれない効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全で安心して学べる教育環境が確保されることにより、教育効果・学習意欲の向上が期待される。</li> <li>○ 当該校の卒業生は、地域及び県内外で活躍しており、教育環境の改善による教育効果の向上などにより、当該校の強みがさらに発揮され、専門高校としての魅力や位置づけがこれまで以上に向上することが期待される。</li> </ul>

(1) 費用便益分析 (B/C) ※ 事業の効果を金額に換算 (便益) 後に、費用と効果について分析する  
 本事業により建設する施設は、学校教育法第 50 条に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的としており、その活動の効果を金額に換算することは非常に困難であることから、費用便益分析 (B/C) による効率性の検証は行わないこととした。

なお、他県の同様事例においても、費用便益分析を実施した例はなかった。

ア 費用便益分析

基準年 令和 7 年度

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
費 用 項 目	整備費	9,826	
	大規模改造工事	832	20 年後に実施
	長寿命化工事	898	40 年後に実施
	総費用 (C)	11,556	社会的割引率 4 %
便 益 項 目			
	総便益 (B)	—	
費用便益比 (B/C)		—	

イ 採用した費用便益分析の手法等

—

(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性

当該校は、高校再編計画においても統廃合の計画はなく、今後も高等学校としての機能を維持する必要があるため、老朽化への対応として改築しなければならない。

宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現有地は浸水想定区域内にあるため、現有地での改築を行うことは困難であるが、仮に、現有地でそれぞれの 3 つの校舎を改築した場合として試算してみると次のとおりである。

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
合 築 整 備	整備費	9,826	
	大規模改造工事	832	20 年後に実施
	長寿命化工事	898	40 年後に実施
	総費用 (C)	11,556	社会的割引率 4 %
分 離 整 備	整備費	17,159	3 校舎単独整備
	大規模改造工事	1,163	20 年度に実施
	長寿命化工事	1,261	40 年後に実施
	総費用 (C')	19,583	社会的割引率 4 %
総費用比 (C'/C)		1.69	

事業の効率性

施設計画の妥当性

(1) 規模の妥当性

面積については、文部科学省等の基準による計画面積を基本とし、既存施設の状況を踏まえ抑制するとともに、諸室の共有を図ったものであり、施設規模は妥当である。

・既存施設（単位：㎡）

区分	校舎 R C造	産業教育施設 R C造・S造	第一体育館 S造	第二体育館 S造	柔剣道場 S造
商業	5,088	1,880	1,359	736	356
工業	3,154	6,258	937	614	350
水産	3,429	6,459	1,263	736	357
計	11,671	14,597	3,559	2,086	1,063
合計	26,268		6,708		

※R C造…鉄筋コンクリート造、S造…鉄骨造

・計画施設（単位：㎡）

区分	校舎全体 (R C造)	内訳		第一体育館 S造	第二体育館 S造	柔剣道場 S造
		校舎	産業教育施設			
商工	7,417	2,362	5,055	—	—	—
水産	5,793	1,460	4,333	—	—	—
共用	3,560	3,560	—	1,359	736	356
合計	16,770	7,382	9,388	1,359	736	356

(2) 代替手段との優位性（既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等）

- 宮古地域の商工高校及び水産高校は当該校のみであり、周辺地域に、活用可能な既存施設や類似施設はないこと。
- 宮古地域における産業技術の次世代の担い手を育成する専門高校として「教育の場」を提供しており、今後も同様の役割を担うことから、安全で安心して学べる教育環境の整備が必要であること。

(3) 建設予定地選定の妥当性

ア 検討した候補地

宮古商工高等学校商業校舎敷地内（宮古市磯鶏）

イ 選定理由

- 宮古商工高等学校商業校舎の敷地内において、新築整備に必要な面積を確保できること。
- 県有地であり、用地取得等の財政負担が生じないこと。
- 浸水想定区域外であること。

(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等）

- 床段差を排除して、スムーズな施設利用を可能にする。
- 視認性のよいわかりやすい案内サインの設置により、大規模な学校建築において外部見学者にも無理のない誘導を行う。
- ゆとりある廊下幅、エレベーターの設置、バリアフリートイレの整備により、けがをした生徒、車椅子利用者、施設見学高齢者にも配慮した、学校建築とする。

環境保全と景観への配慮	<p>(1) 環境に対する影響及び保守対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設予定地の現況は学校のグラウンドとなっている。</li> <li>○ 岩手県自然環境保全指針による保全区分は「C（・二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域・重要な動植物種が生息・生育する地域・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域）」とされている。</li> </ul> <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクルを考慮した低環境負荷材料使用、地域産木材の活用等、環境に配慮した計画とすることとしている。</li> <li>○ 外壁外断熱による施設の高断熱化、冷暖房設備の負担軽減、及び消費電力の少ない設備機器の使用、自然採光、通風、換気の積極的な導入、ソーラーパネルの設置などにより、CO2の排出を抑制する。</li> <li>○ 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保護・保全に努めることとする。</li> </ul>		
	<p>(2) 景観に対する影響及び配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岩手県景観計画において「一般地域、市街地景観地区」とされている。</li> <li>○ 大きな施設ボリュームを分節化して威圧感を低減するとともに、シンプルなデザインとすることで周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう計画している。</li> </ul>		
その他	<p>(1) 地域住民等の意見とその対応</p> <p>校舎の老朽化が進んでいること、東日本大震災津波で被災していることなどに伴い、生徒が安全で安心して学ぶための整備であることから、地域住民から反対意見等はない。</p>		
	<p>(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応</p> <p>特になし</p>		
総合評価	<p>(1) 総合評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">対応方針案</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">事業実施</div>・ 要検討 ・ その他  (        )        (        ) </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合評価に係るコメント</li> </ul> <p>両校とも開校以来、地域の産業技術の担い手となる人材を育成・輩出してきたところであり、今後も同様の役割を担うことから、安全で安心して学べる教育環境の整備が必要である。</p> <p>3校舎とも建築後50年以上が経過しており、老朽化が著しく、また、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに支障を来したことから、早急に安全性を確保する必要がある。</p> <p>このため、浸水想定区域外の宮古商工高等学校商業校舎敷地内に3校舎を一体的に整備することにより、安全性を確保するとともに、整備面積の削減と総事業費を抑制することが可能であり、合築による事業実施が妥当であると判断したものである。</p> <p>なお、環境や景観についても、支障となる要因はないものである。</p>	対応方針案	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">事業実施</div> ・ 要検討 ・ その他 (        )        (        )
	対応方針案	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">事業実施</div> ・ 要検討 ・ その他 (        )        (        )	
<p>(2) 要検討、その他の場合対応案</p> <p>—</p>			

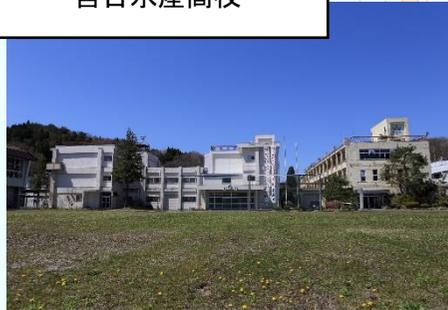
※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特성에応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

# 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業 位置図



宮古水産高校



商工高等学校商業校舎



商工高等学校工業校舎



位置図 ①

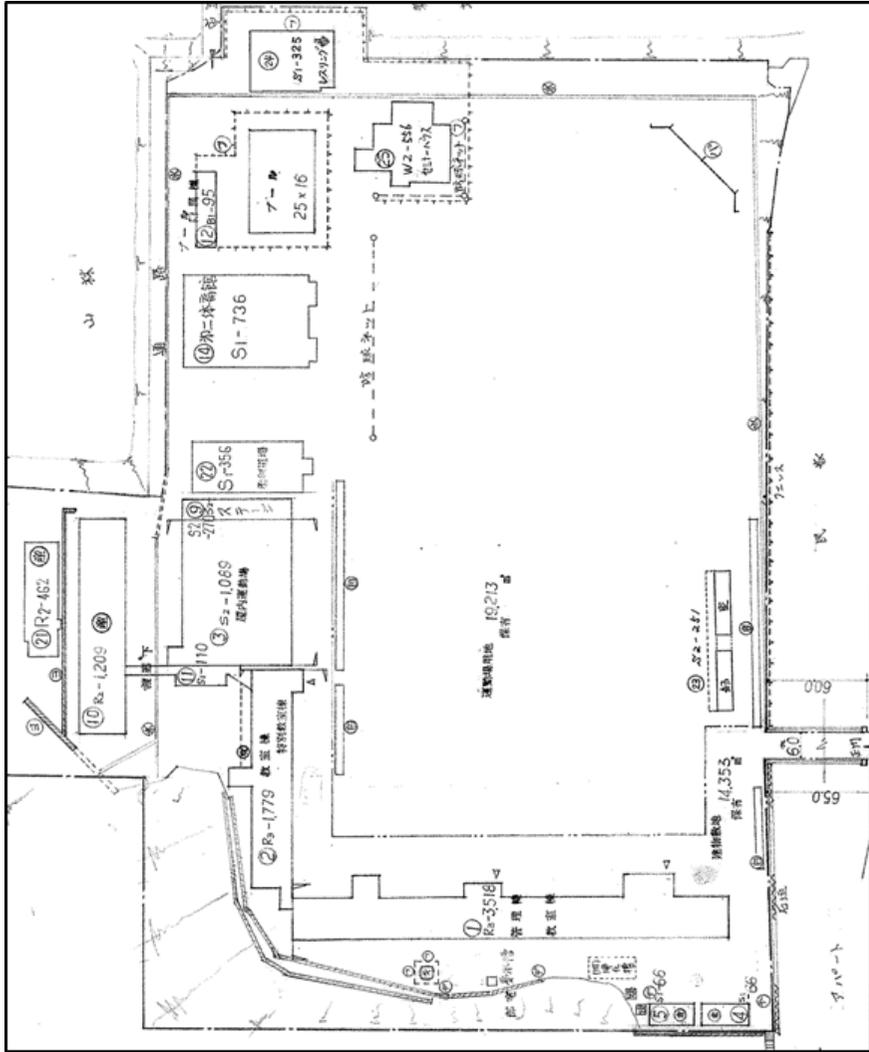
位置図 ②

この地図の作成に当たっては、国土地理院の表記を準じて、国土地理院(2025年6月)の1:50,000地形図を使用した。(国土地理院「平成25年度、第14-0000号」)

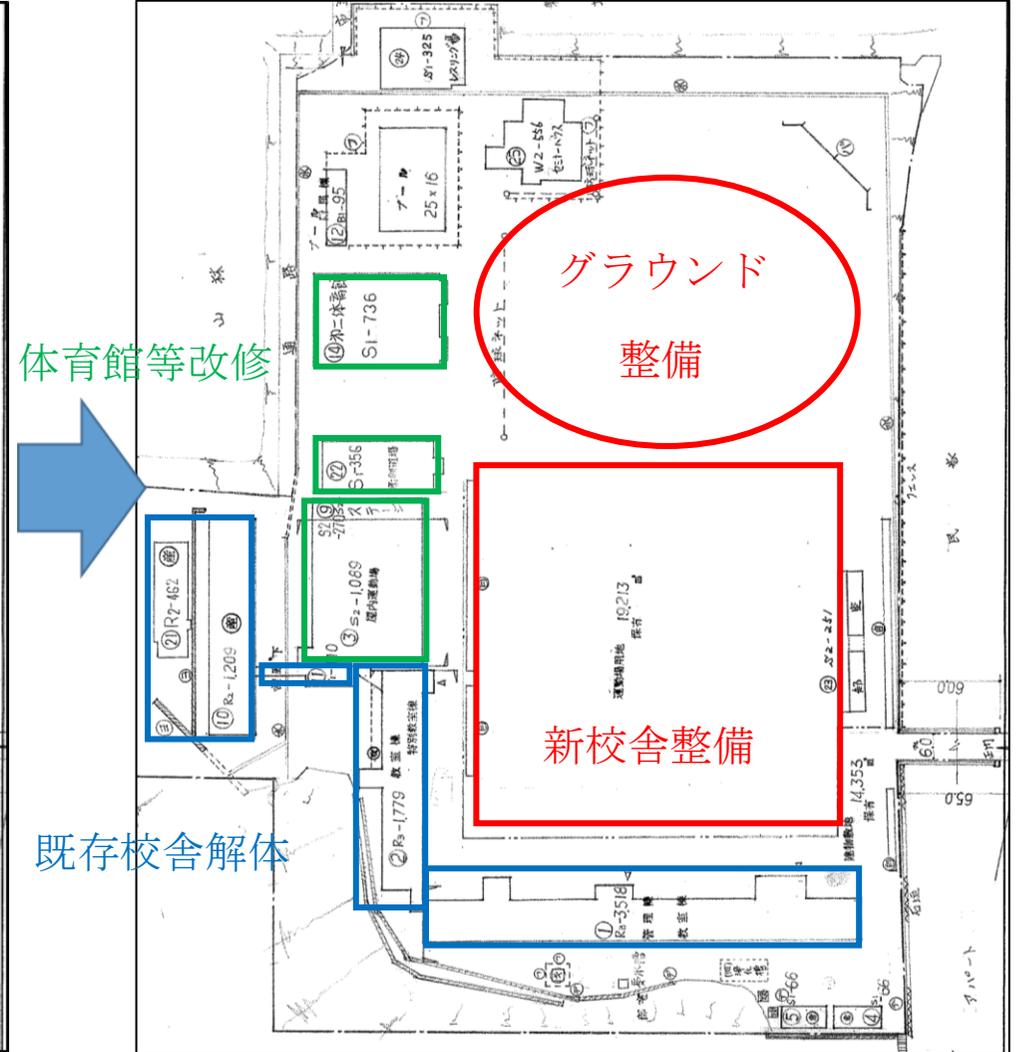
この背景地図等データは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである。

# 岩手県立宮古商工高等学校商業校舎 配置イメージ

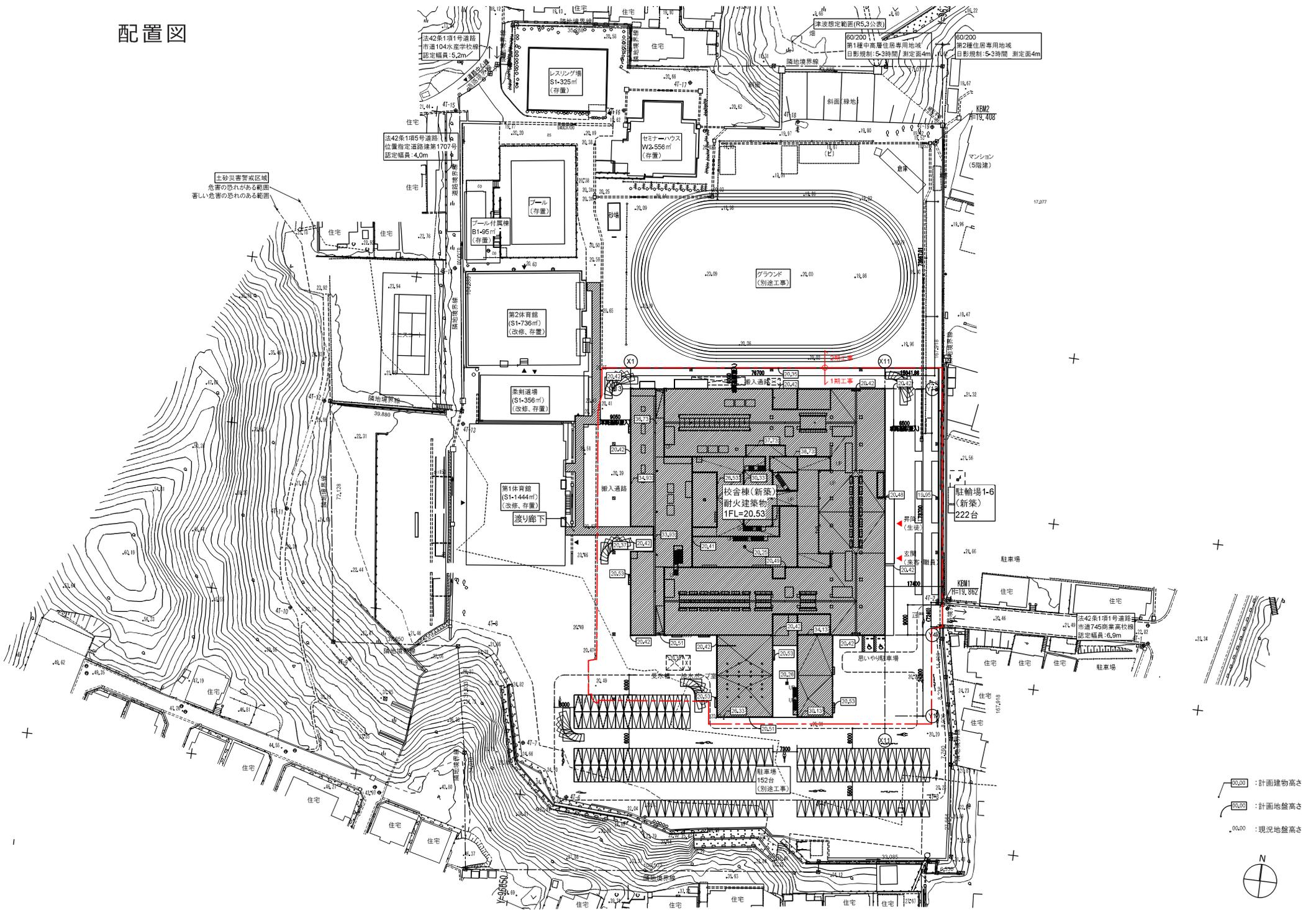
整備前



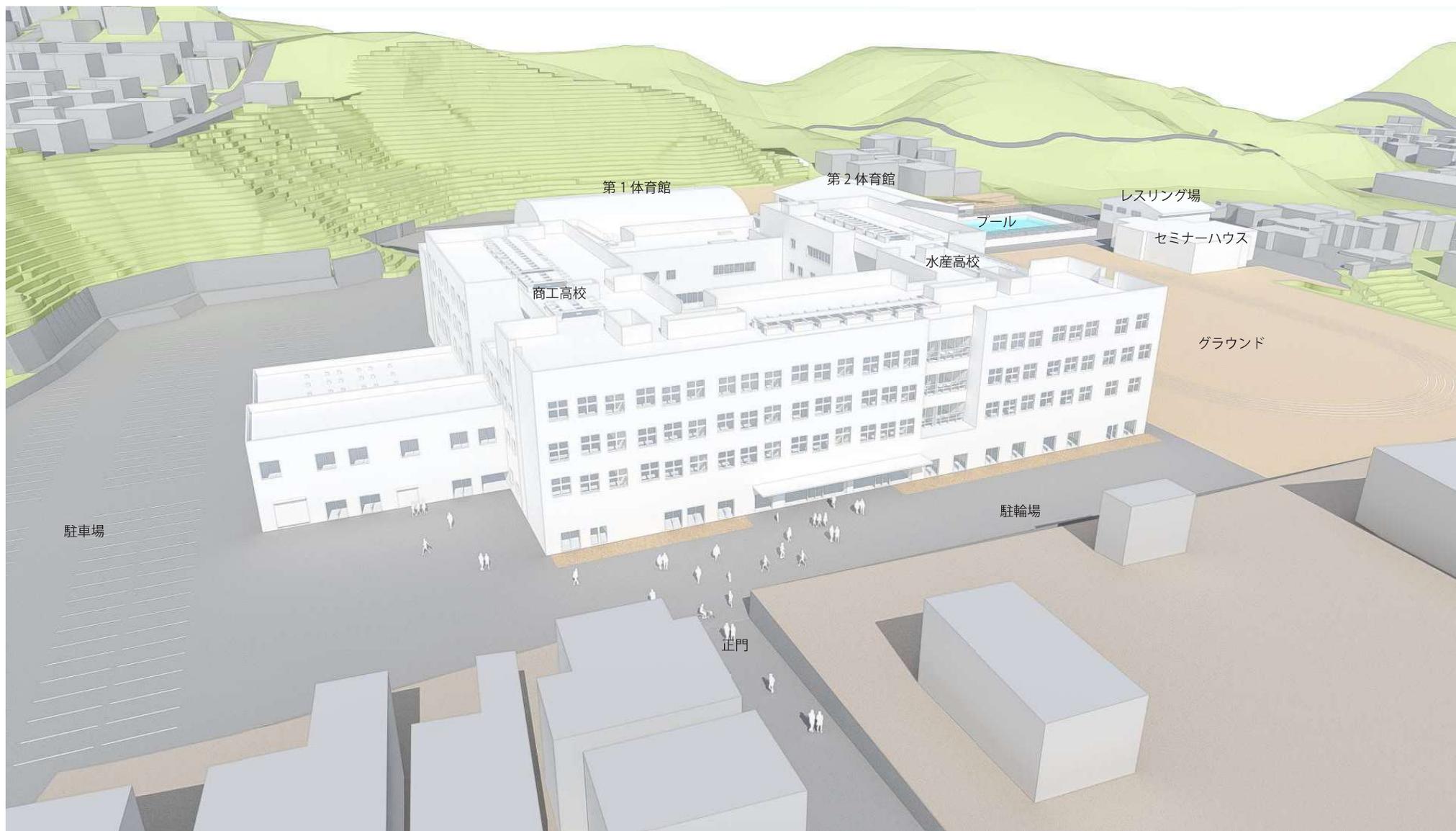
整備後



# 配置図



# 透視図



東側正門からの鳥瞰

透視図



南側外観（商工高校側）

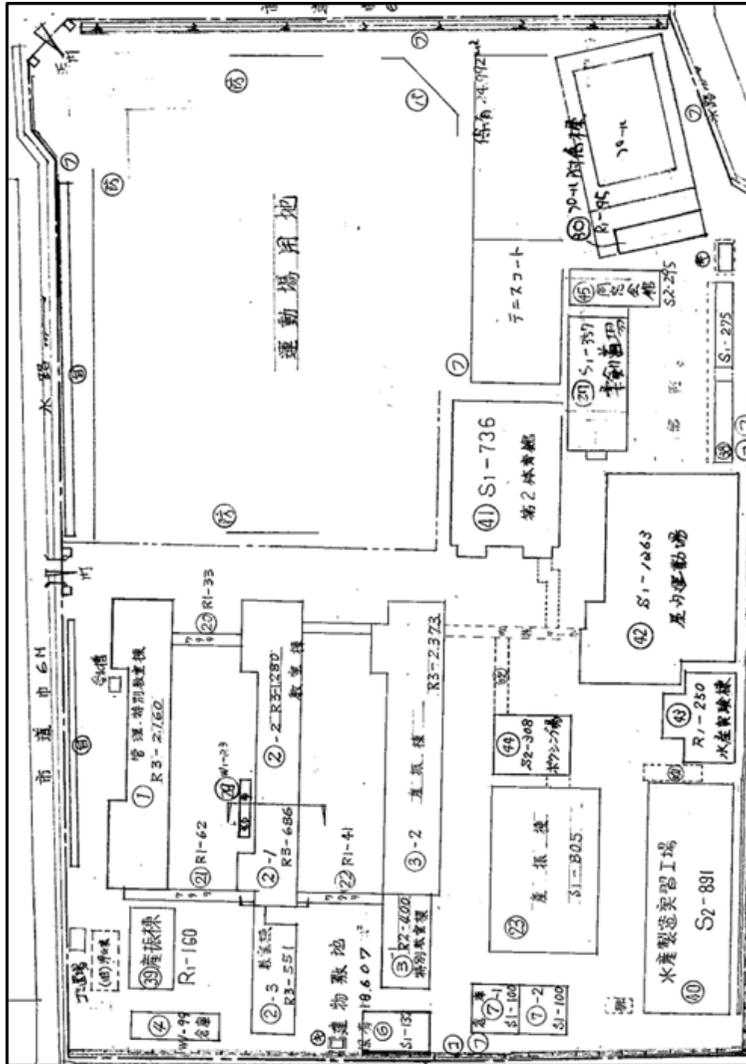
透視図



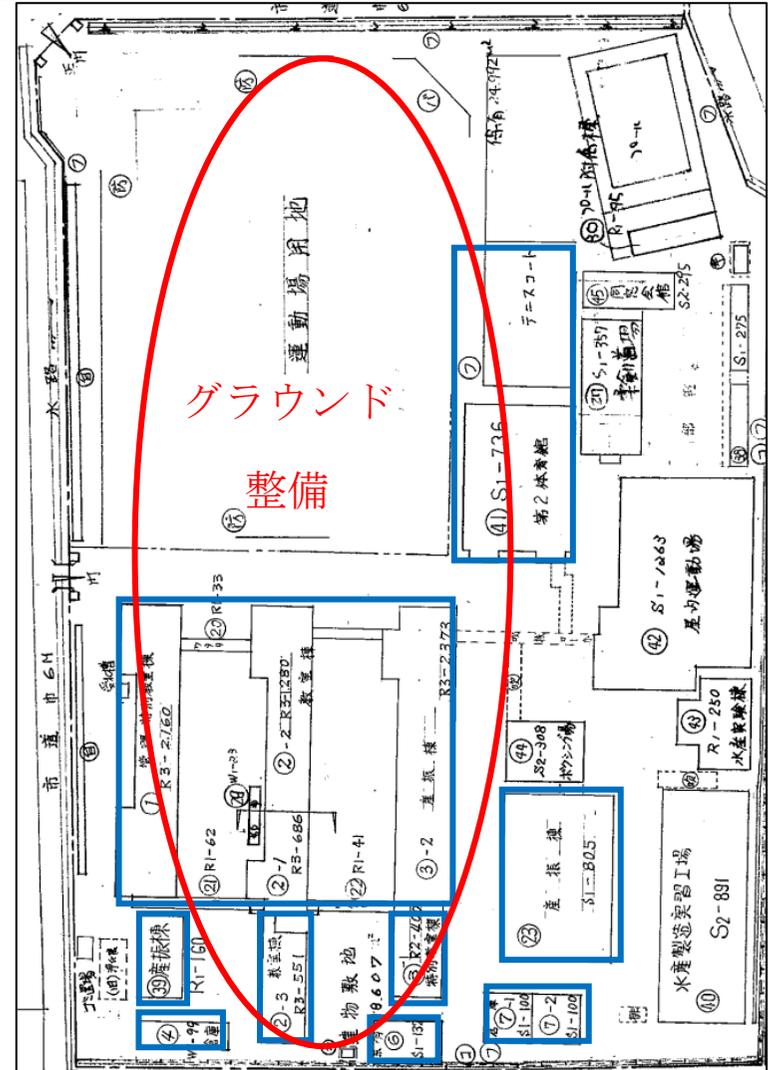
グラウンド側外観(水産高校側)

# 岩手県立宮古水産高等学校 配置イメージ (今後設計)

整備前



整備後



既存校舎等  
解体

岩手県立宮古商工高等学校  
岩手県立宮古水産高等学校  
校舎等新築事業  
(所在市町村：宮古市)

- ▶ 1. 事業の概要
- ▶ 2. 事業の必要性
- ▶ 3. 事業の有効性
- ▶ 4. 事業の効率性
- ▶ 5. 施設計画の妥当性
- ▶ 6. 環境保全と景観への配慮
- ▶ 7. 総合評価



# 1 事業概要

## (1) 事業目的

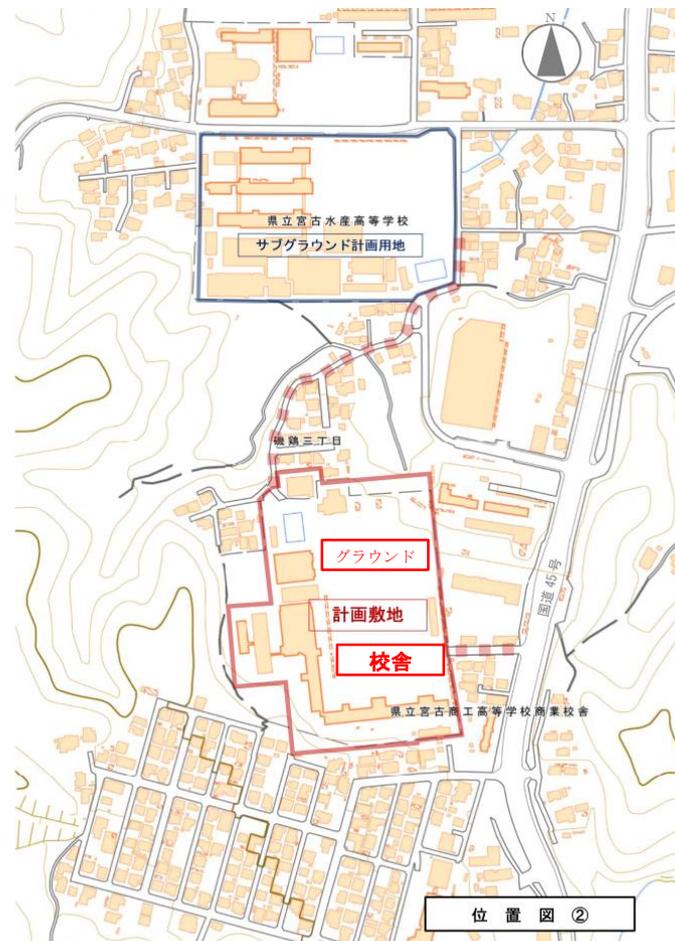
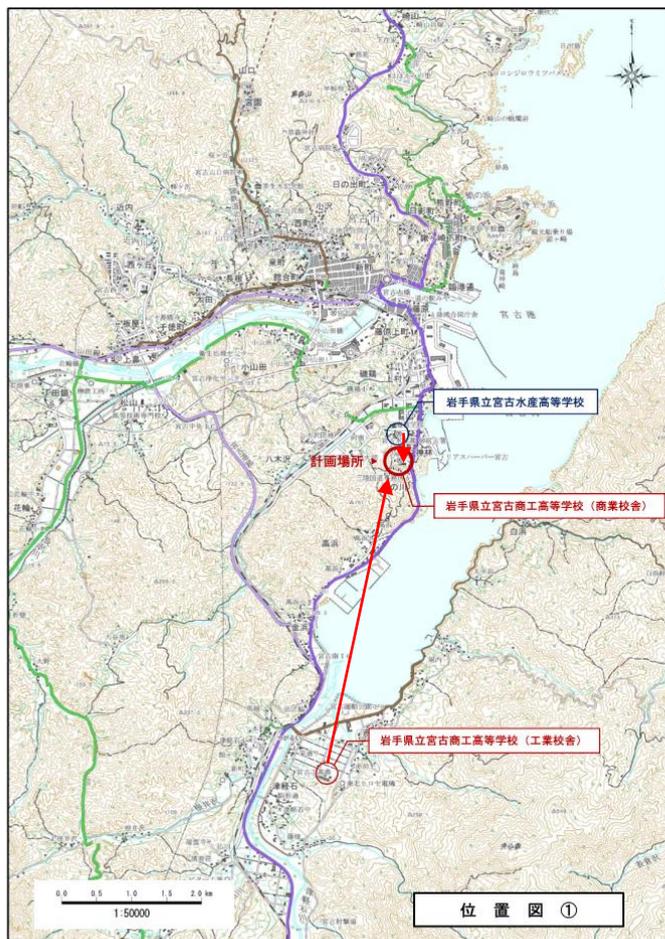
老朽化が著しい岩手県立宮古商工高等学校（商業校舎及び工業校舎）と岩手県立宮古水産高等学校の3校舎を効率性、経済性の観点から同一敷地内に一体的に整備し、両校の各専門分野に関する特色ある学科の機能を連携させ、幅広い学びを可能にするとともに、地域産業との連携を通じた専門教育の充実や学校活動の活性化を図る。

## (2) 事業の特徴

岩手県立宮古商工高等学校（商業校舎及び工業校舎）と岩手県立宮古水産高等学校の3校舎を一体的に整備することにより、施設の機能向上や県財政負担の軽減を図る。

# 1 事業概要

## 参考 宮古商工高等学校及び宮古水産高等学校位置図



# 1 事業概要

## (3) 事業の目標

指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
施設の供用開始	—	—	令和9年度	—

※ 令和3年度に策定した「新たな県立高等学校再編計画（H28～R7）」（以下、「高校再編計画」という。）の後期計画（R3～R7）において一体的整備が計画されており、現施設の老朽化が著しいことを踏まえて、竣工年度を設定

## (4) 事業実施の背景となる社会経済情勢

- 平成23年3月の東日本大震災津波によって、宮古商工高等学校工業校舎と宮古水産高等学校が被災しており、地球温暖化に伴う大雨の頻発や強風、地震、土砂災害など自然災害の発生への備えとして、日常的に多数の生徒が学校生活を送っている**学校施設の安全性の確保が必要**である。
- 本県においては、教育環境の改善を図るため、**建築後50年を目途**に、施設状況を踏まえながら**計画的に改築**を進めている。
- 宮古地域は、東日本大震災津波からの復興と物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれている。このことから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要であり、両校には宮古地域の専門高校としてその役割が一層期待されている。

# 1 事業概要

## 参考

### 新たな県立高等学校再編計画後期計画～抜粋～

令和3年5月24日策定（岩手県教育委員会）

#### Ⅲ 後期計画（令和3年度～令和7年度）の方針

##### 4 後期計画の具体的な取組

##### (3) 地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備

##### ウ 宮古ブロックにおける専門高校の整備

宮古地域においては、物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれることから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要です。

こうしたことから、校舎制※により商業と工業の学びが分かれて学校を運営している宮古商工高校と、本県唯一の水産高校である宮古水産高校について、老朽化が進む校舎及び施設等を同一校地内に集約し、両校の施設の供用化を図るなど、一体的に整備します。

これにより、両校の各専門分野に関する特色ある学科の機能を連携させて幅広く学びつつ、地域産業との連携も通じた専門教育の充実や学校活動の活性化が図られるよう、教育環境を整えます。

##### ※ 校舎制

学校運営において統一した基本方針のもとに、複数の校舎を使用し、1つの学校として機能させるものです。大学で言う「〇〇キャンパス」に相当し、校歌、校章、制服等も1つの学校として共通のものとなります。

校舎制の形式として、基本的に同一校舎で学び、実習等の際に専門の施設設備がある校舎に移動して授業を受けるパターンや、基本的に別々の校舎で学び、部活動や学校行事の際に移動して合同で実施するパターンを想定しています。

# 1 事業概要

## (5) これまでの経緯

### 岩手県立宮古商業高等学校

昭和38年度	岩手県立宮古高等学校から商業科家政科が分離独立し、岩手県立宮古商業高等学校を設立し、 <b>現在地に移転</b>
昭和39年度	体育館新築、校舎増築落成
昭和56年度	第二体育館新築落成
昭和63年度	新産業教育施設、柔剣道場新築落成
平成5年度	校舎大規模改造第一期工事完成
平成6年度	校舎大規模改造第二期工事完成
平成9年度	第一体育館大規模改修工事完成
平成11年度	産業教育施設大規模改造工事完成
平成24年度	校舎等耐震補強工事完成
平成27年度	高校再編計画前期計画（H28～R2）を策定し、R2年度に岩手県立宮古工業高等学校との統合を計画
令和元年度	岩手県立宮古工業高等学校と統合により閉校

# 1 事業概要

## (5) これまでの経緯

### 岩手県立宮古工業高等学校

昭和46年度	岩手県立宮古工業高等学校誘致期成同盟会結成
昭和47年度	宮古市赤前横枕地内に校地設定 第1期工事着工
昭和48年度	<b>開校</b>
昭和49年度	第2期工事の実験・実習室、体育館完成
平成3年度	産業教育施設家庭科・電子機械科実習棟完成
平成8年度	校舎大規模改修工事完成
平成12年度	電気・設備工業科棟大規模改造工事、校舎耐震補強工事完成
平成22年度	東日本大震災津波により校舎・工業科実習棟1階及び第1・2体育館・柔剣道場・部室等が浸水
平成27年度	高校再編計画前期計画（H28～R2）を策定し、R2年度に岩手県立宮古商業高等学校との統合を計画
令和元年度	岩手県立宮古商業高等学校と統合により閉校

# 1 事業概要

## (5) これまでの経緯

### 岩手県立宮古商工高等学校

令和2年度 **県内初の校舎制**による専門高校として開校

令和3年度 高校再編計画後期計画（R3～R7）を策定し、岩手県立宮古商工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を**同一校地内に一体的整備を計画**

# 1 事業概要

## (5) これまでの経緯

### 岩手県立宮古水産高等学校

明治34年度	県立水産学校開設、甲種実業学校として発足
昭和27年度	岩手県立宮古水産高等学校と改称
昭和43年度	<b>新校舎落成</b>
昭和46年度	産業教育施設棟完成
平成2年度	第二体育館完成
平成4年度	校舎大規模改修（A棟・B棟）工事完成
平成8年度	第一体育館、食品科学総合実習室、ボクシング場完成
平成10年度	校舎大規模改修（C棟）工事完成
平成14年度	校舎大規模改修（A棟・B棟）工事完成
平成18年度	校舎大規模改造及び耐震改修工事完成
平成22年度	東日本大震災津波によりグラウンドが冠水
令和3年度	高校再編計画後期計画（R3～R7）を策定し、岩手県立宮古商 工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を <b>同一校地内 に一体的整備を計画</b>

# 1 事業概要

## 参考 宮古商工高等学校の学科変遷（現校舎以降）

宮古商業高等学校

昭和38年

商業科	家政科
-----	-----

昭和47年

商業科	経理科	営業科	事務科
-----	-----	-----	-----

昭和60年

商業科	経理科	営業科	情報処理科	事務科
-----	-----	-----	-------	-----

平成元年

商業科	経理科	営業科	情報処理科	国際経済科
-----	-----	-----	-------	-------

平成6年

商業科	会計科	流通経済科	情報処理科	国際経済科
-----	-----	-------	-------	-------

平成10年

会計科	商業科	流通経済科	情報科
-----	-----	-------	-----

宮古工業高等学校

昭和48年

機械科	電気科	設備工業科
-----	-----	-------

平成3年

機械科	電子機械科	電気科	設備工業科
-----	-------	-----	-------

平成18年

機械科	電気電子科	建築設備科
-----	-------	-------

宮古商工高等学校

令和2年

総合ビジネス科	流通ビジネス科	情報ビジネス科	機械システム科	電気システム科
---------	---------	---------	---------	---------

# 1 事業概要

## 参考 宮古商工高等学校の学科及び入学生の推移（10年間）

学科名	定員	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
商業科	40	40	40	39	40	40	—	—	—	—	—
会計科	40	36	34	28	21	16	—	—	—	—	—
流通経済科	40	40	40	40	40	29	—	—	—	—	—
情報科	40	40	40	39	32	37	—	—	—	—	—
総合ビジネス科	40	—	—	—	—	—	37	40	40	40	40
流通ビジネス科	40	—	—	—	—	—	40	27	32	40	36
情報ビジネス科	40	—	—	—	—	—	40	40	35	40	15
機械科	40	35	21	29	23	18	—	—	—	—	—
電気電子科	40	13	18	17	19	27	—	—	—	—	—
建築設備科	40	20	23	18	14	23	—	—	—	—	—
機械システム科	40	—	—	—	—	—	26	29	33	21	27
電気システム科	40	—	—	—	—	—	15	18	7	18	11
合計	—	224	216	210	189	190	158	154	147	159	129

# 1 事業概要

## 参考 宮古水産高等学校の学科変遷（全日制：現校舎以降）

昭和43年

漁業科	水産増殖科	水産製造科	総合水産科	無線通信科	家政科
-----	-------	-------	-------	-------	-----

昭和46年

漁業科	漁業経営科	水産製造科	機関科	無線通信科	家政科
-----	-------	-------	-----	-------	-----

昭和47年

漁業科	漁業経営科	水産製造科	機関科	無線通信科	家政科	食物科
-----	-------	-------	-----	-------	-----	-----

昭和61年

漁業科	漁業経営科	水産製造科	機関科	電子通信科	家政科	食物科
-----	-------	-------	-----	-------	-----	-----

昭和63年

漁業科	海洋生産科学科	水産製造科	機関科	電子通信科	家政科	食物科
-----	---------	-------	-----	-------	-----	-----

平成2年

海洋漁業科	海洋生産科学科	水産製造科	電子通信科	家政科	食物科
-------	---------	-------	-------	-----	-----

平成4年

海洋漁業科	海洋生産科学科	水産製造科	家政科	食物科
-------	---------	-------	-----	-----

平成9年

海洋技術科	食品製造科	家政科	食物科
-------	-------	-----	-----

平成13年

海洋技術科	食品家政科	食物科
-------	-------	-----

平成31年

海洋生産科	食物科
-------	-----

# 1 事業概要

## 参考 宮古水産高等学校の学科及び入学生の推移（10年間）

	学科名	定員	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全日制	海洋技術科	40	24	33	21	18	—	—	—	—	—	—
	食品家政科	40	24	34	24	22	—	—	—	—	—	—
	海洋生産科	40	—	—	—	—	14	12	9	15	12	10
	食物科	40	27	40	38	32	32	34	22	26	31	28
	小 計	—	75	107	83	72	46	46	31	41	43	38
専攻科	漁業科	15	8	10	4	1	2	6	6	3	8	5
	小 計	—	8	10	4	1	2	6	6	3	8	5
	合 計	—	83	117	87	73	48	52	37	44	51	43

# 1 事業概要

## (6) 事業の内容

### ア 事業主体 岩手県

### イ 施設の概要及び規模（施設延べ面積、敷地面積等）

#### (ア) 建設予定地

宮古商工高等学校商業校舎及び宮古水産高等学校の現在地（県有地）

#### (イ) 敷地面積

宮古商工高等学校商業校舎33,530㎡、宮古水産高等学校30,916㎡

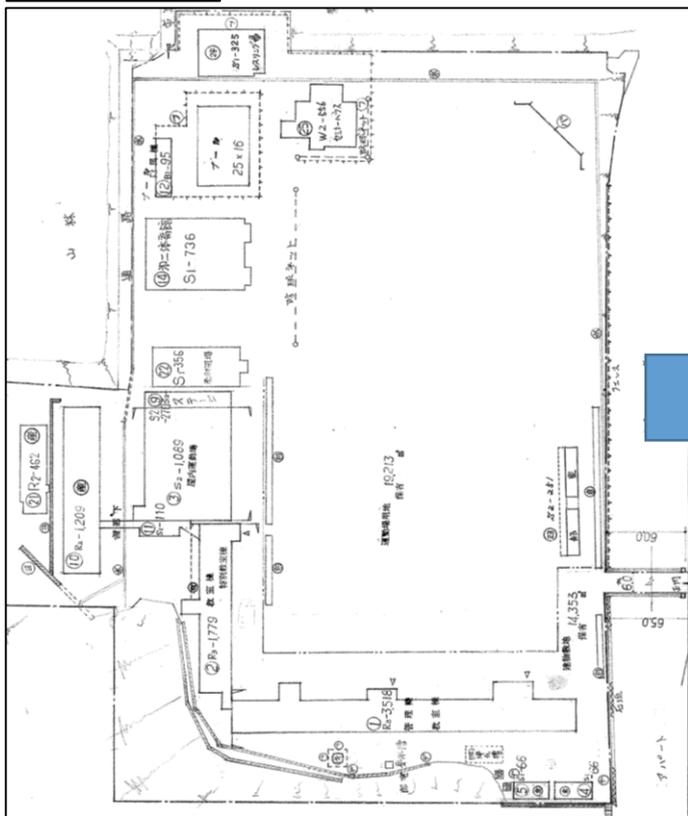
#### (ウ) 施設規模（基本設計後）

区分	構造	階数	延床面積	備考
校舎棟	鉄筋コンクリート造	4階	16,770㎡	新築：商工、水産、産業教育施設
第一体育館	鉄骨造	2階	1,359㎡	改修：商業校舎
第二体育館・柔剣道場	鉄骨造	1階	1,092㎡	改修：商業校舎
合計			19,221㎡	
グラウンド整備	外構	—	11,500㎡	商業校舎敷地（陸上トラックなど）
サブグラウンド整備	外構	—	20,000㎡	水産敷地（野球場、ラグビー場など）
合計			31,500㎡	

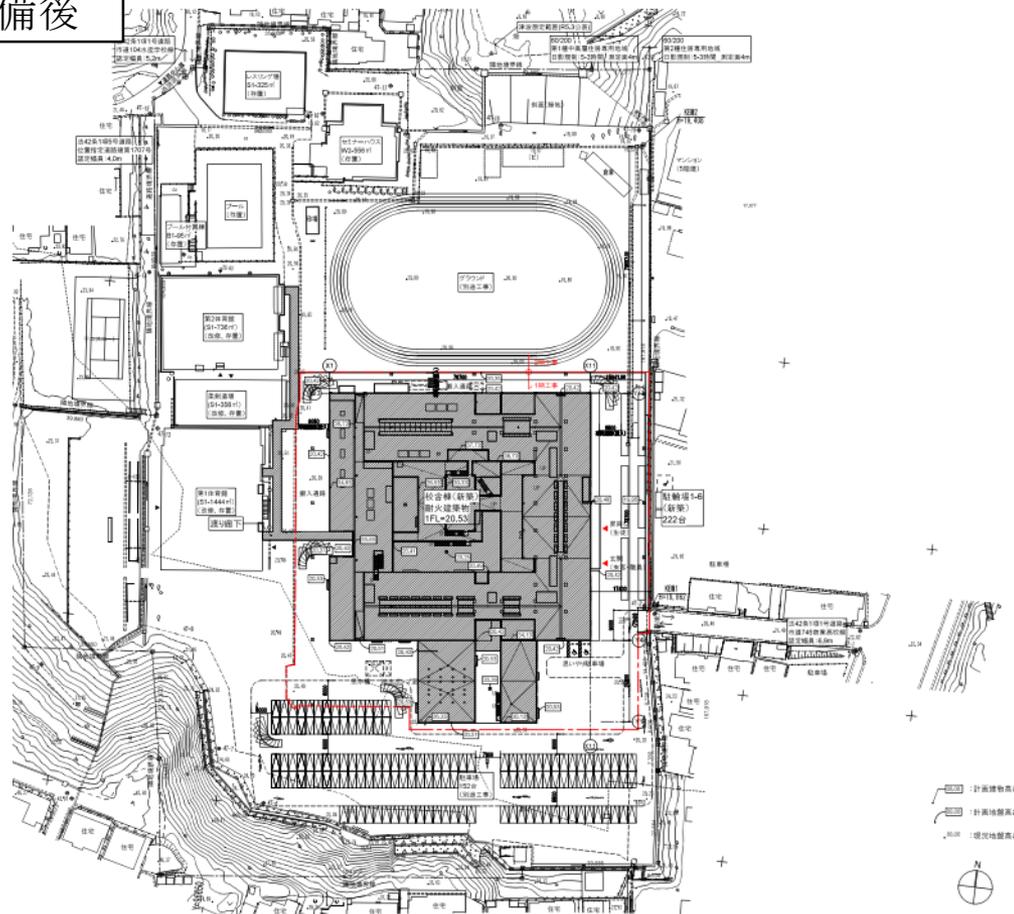
# 1 事業概要

## 参考 配置イメージ (宮古商工高等学校商業校舎)

整備前



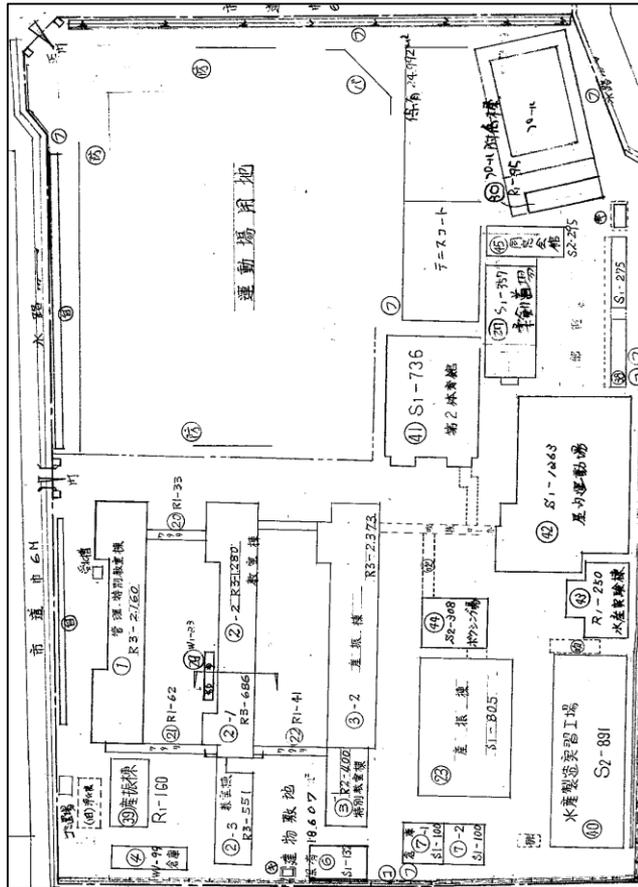
整備後



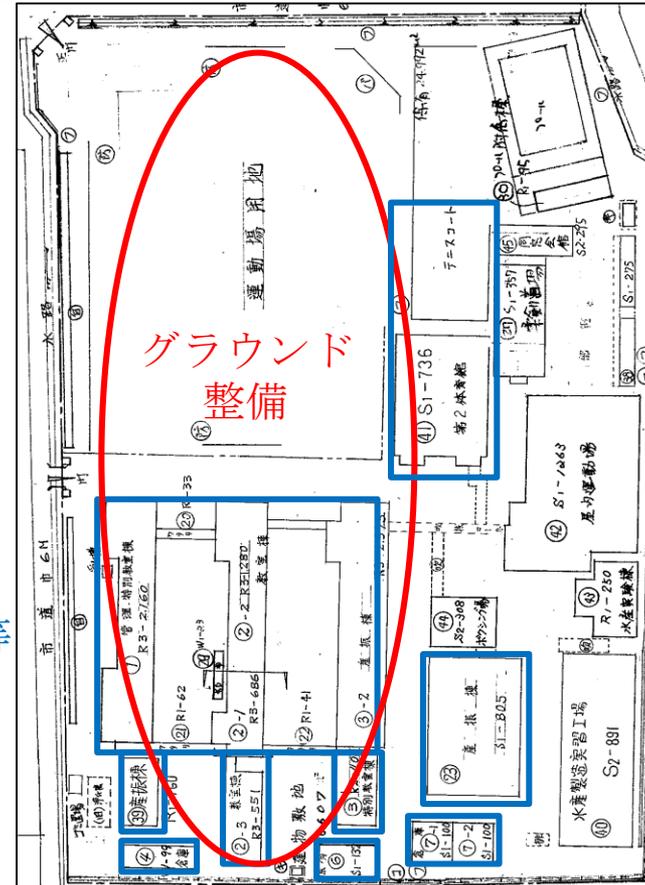
# 1 事業概要

参考 配置イメージ（宮古水産高等学校） ※設計は今後予定

整備前



整備後



既存校舎等  
解体

# 1 事業概要

## (6) 事業の内容

### ウ スケジュール

- ・ 計画期間 令和6年度 ～ 令和16年度
- ・ 今後のスケジュール（基本設計段階の想定であり、情勢等により変更もあり得る。）
  - ～令和6年度 基本設計・実施設計
  - 令和7年度～令和9年度 既存校舎一部解体、校舎・体育館等新築工事施工
  - 令和10年度～令和11年度 既存校舎解体工事施工（宮古商工高等学校商業校舎）
  - 令和12年度～令和13年度 グラウンド整備施工（宮古商工高等学校商業校舎）
  - 令和14年度～令和15年度 既存校舎解体工事施工（宮古水産高等学校）
  - 令和15年度～令和16年度 グラウンド整備施工（宮古水産高等学校）

# 1 事業概要

## (7) 整備事業費

(単位：百万円)

総事業費	用地費	工事費	設備費	その他（委託料等）
11,791	0	10,916	—	875

### 【コスト縮減への取組】

- **県有地**である宮古商工高等学校商業校舎敷地内に宮古商工高等学校商業校舎、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の校舎等を別棟とせず、**合築**することにより、特別教室や図書室、講義室を中心に積極的に**必要諸室の共用化**を図り、**全体施設面積を縮減**することで、**建設費用及び維持管理費用を抑制**する。
- 宮古商工高等学校**商業校舎の体育館や柔剣道場は改修の上、再利用**することとし、**宮古水産高等学校の産業教育施設の一部及び体育館等は既存施設をそのまま利用**することで**建設費用を抑制**する。
- 建設費用に留意しつつ、**高断熱化、高効率照明器具及び高効率空調機器の採用**により年間光熱費を削減するとともに、交換や維持管理費用を抑制する。
- 補修、メンテナンスしやすく耐久性に優れた内外装材や設備材料を採用し、躯体寿命に比べて耐用年数の短い設備機器類は、日常の維持管理や将来の更新が容易に行える配置計画とすることで、**施設全体の長寿命化**を図ることにより、**ライフサイクルコストを抑制**する。

## 2 事業の必要性

### (1) 事業実施の必要性

#### ア 県計画との関連

- いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン  
政策分野 Ⅲ「教育」  
政策項目No.16「児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます」

安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進する。

- 岩手県教育振興計画（2024～2028）  
7 学びの基盤づくり」

安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進する。

- 新たな県立高等学校再編計画後期計画（令和3年度～令和7年度）

宮古地域は、物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれることから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要としている。

## 2 事業の必要性

### (1) 事業実施の必要性

#### イ 課題や県民のニーズとの関連

- 宮古商工高等学校商業校舎：建築1963（S38）年 築61年経過  
宮古商工高等学校工業校舎：建築1973（S48）年 築51年経過  
宮古水産高等学校：建築1968（S43）年 築56年経過

老朽化が著しいことから、早急に生徒等の安全性と安心して学べる教育環境を確保した学校を整備する必要がある。

- 東日本大震災津波による被害  
宮古商工高等学校工業校舎：校舎・工業科実習棟 1階及び  
第1・2体育館・柔剣道場・部室等が浸水  
宮古水産高等学校：グラウンドが冠水

新校舎は、生徒等の安全を確保するため、浸水想定区域外に整備する必要がある。

## 2 事業の必要性

### 参考 東日本大震災津波浸水状況



がれきに埋め尽くされた県立宮古工業高等学校グラウンド(平成23年3月13日)  
同校提供



県立宮古水産高等学校の正門前(平成23年3月13日)  
同校提供



県立宮古工業高等学校の玄関前・校庭(平成23年3月13日)



県立宮古水産高等学校のグラウンド(平成23年3月13日)  
同校提供

## 2 事業の必要性

### (2) 県が実施（関与）する必要性

県立高等学校は、学校教育法第2条、第5条に基づき県が設置及び管理する施設



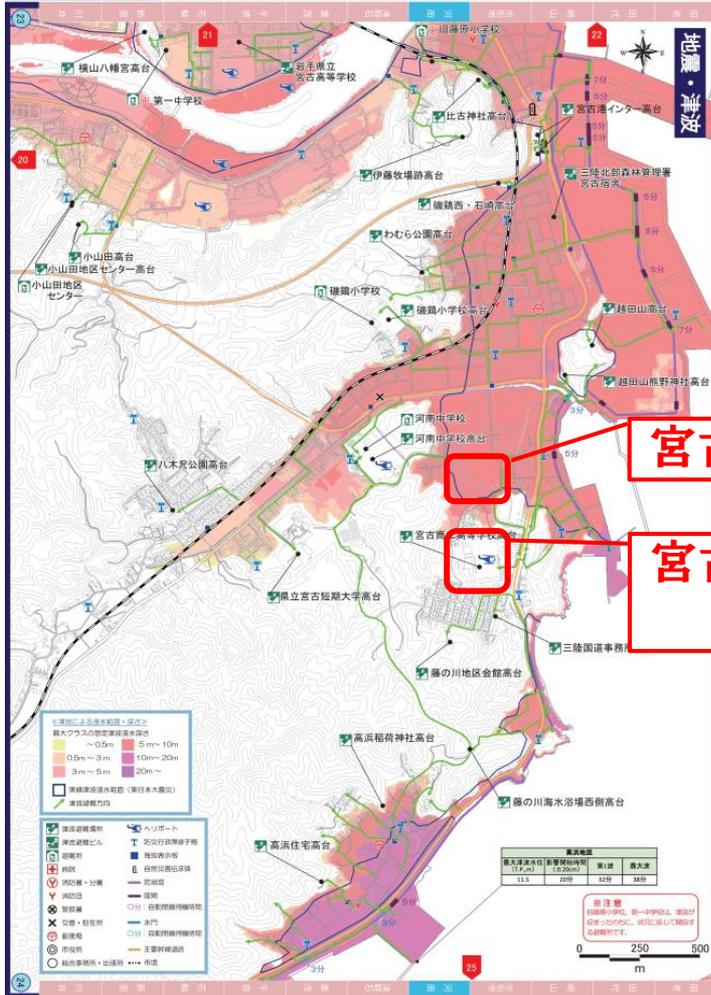
県が学校施設の適正な管理運営の責任を負うもの

### (3) 緊急に取り組む必要性

- 宮古商工高等学校商業校舎は、県内で最も建築年が古く、築61年が経過、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校も築50年以上を経過し、老朽化が著しいことから、早急に改築する必要がある。
- 宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに支障を来したことから、早急に移転整備する必要がある。

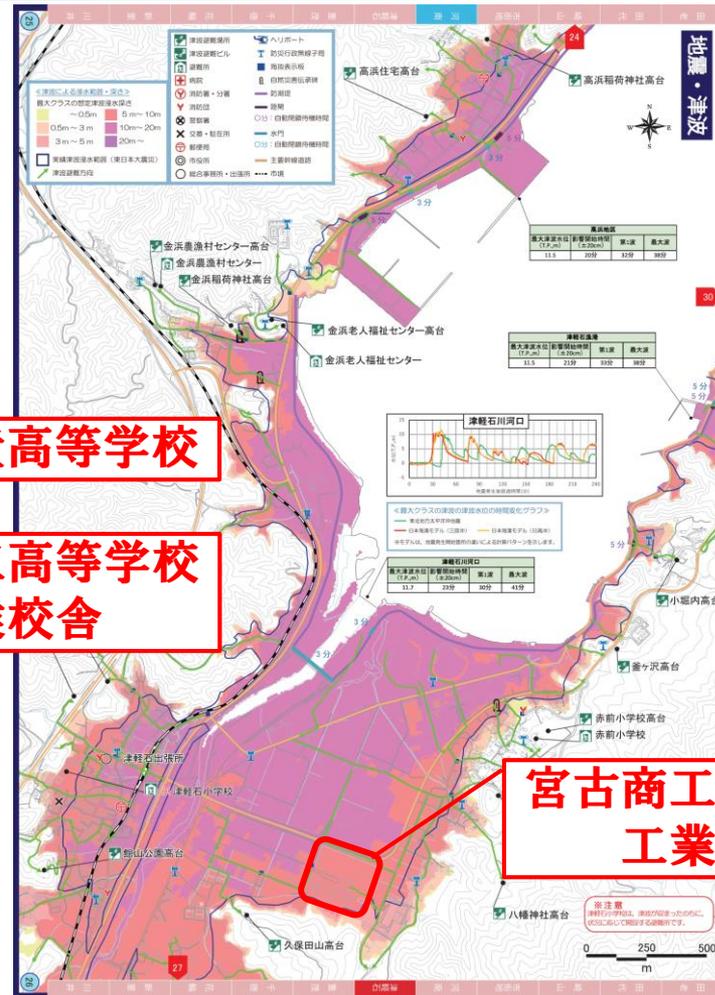
# 2 事業の必要性

## 参考 宮古市総合防災ハザードマップ (R5. 3)



宮古水産高等学校

宮古商工高等学校  
商業校舎



宮古商工高等学校  
工業校舎

# 3 事業の有効性

## (1) 定量的な効果

- 3つの校舎を同一敷地内に合築して整備することにより、諸室の一部を共有することが可能（管理諸室、特別教室等）となり、**整備面積を削減**することができるもの。

参考：主な共有諸室

事務室、会議室、大講義室、図書室、多目的室、理科室、化学実験室、書道室、美術室、音楽室、被服室等

## (2) 定性的な効果

- 安全で安心して学べる教育環境が確保されることにより、**教育効果・学習意欲の向上が期待**される。
- 当該校の卒業生は、地域及び県内外で活躍しており、教育環境の改善による教育効果の向上などにより、当該校の強みがさらに発揮され、**専門高校としての魅力や位置づけがこれまで以上に向上**することが期待される。

# 4 事業の効率性

## (1) 費用便益分析 (B/C)

本事業により建設する施設は、学校教育法第50条に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的としており、その活動の効果を金額に換算することは非常に困難であることから、費用便益分析 (B/C) による効率性の検証は行わないこととした。

なお、他県の同様事例においても、費用便益分析を実施した例はなかった。  
(参考値として下表のとおり費用を算出)

基準年 令和7年度

区 分		金額(百万円)	備 考
費用項目	整備費	9,826	
	大規模改造工事	832	20年後に実施
	長寿命化工事	898	40年後に実施
	総費用 (C)	11,556	社会的割引率 4%

# 4 事業の効率性

## (2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性

当該校は、高校再編計画においても統廃合の計画はなく、今後も高等学校としての機能を維持する必要があるため、**老朽化への対応として改築**しなければならない。

宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現有地は浸水想定区域内にあるため、現有地での改築を行うことは困難であるが、仮に、**現有地でそれぞれの3つの校舎を改築した場合として試算**してみると次のとおりである。

区 分		金額(百万円)	備 考
合築整備	整備費	9,826	
	大規模改造工事	832	20年後に実施
	長寿命化工事	898	40年後に実施
	総費用 (C)	11,556	社会的割引率4%
分離整備	整備費	17,159	3校舎単独整備
	大規模改造工事	1,163	20年後に実施
	長寿命化工事	1,261	40年後に実施
	総費用 (C')	19,583	社会的割引率4%
総費用比 (C'/C)		1.69	

# 5 施設計画の妥当性

## (1) 規模の妥当性

面積については、文部科学省等の基準による計画面積を基本とし、既存施設の状況を踏まえ抑制するとともに、**諸室の共有**を図ったものであり、施設規模は妥当である。

・ 既存施設（単位：m<sup>2</sup>）

区分	校舎 RC造	産業教育施設 RC造・S造	第一体育館 S造	第二体育館 S造	柔剣道場 S造
商業	5,088	1,880	1,359	736	356
工業	3,154	6,258	937	614	350
水産	3,429	6,459	1,263	736	357
計	11,671	14,597	3,559	2,086	1,063
合計	26,268		6,708		

※RC造…鉄筋コンクリート造、S造…鉄骨造

# 5 施設計画の妥当性

## (1) 規模の妥当性

・ 計画施設（単位：m<sup>2</sup>）

区分	校舎全体 (RC造)	内訳 (校舎)	(産業教育施設)	第一体育館 S造	第二体育館 S造	柔剣道場 S造
商工	7,417	2,362	5,055	—	—	—
水産	5,793	1,460	4,333	—	—	—
共用	3,560	3,560	—	1,359	736	356
合計	16,770	7,382	9,388	1,359	736	356

# 5 施設計画の妥当性

## 参考 一体的整備に伴う諸室（特別教室）の共有化①

特別教室名	既存施設			新築	
	校舎名	諸室名	床面積㎡	諸室名	床面積㎡
会議室	商業	会議室	108.00	中会議室A	60.29
	商業	資料室兼小会議室	67.50	中会議室B	57.81
	商業	小会議室	40.50	小会議室A	30.14
	工業	第一会議室	40.00	小会議室B	30.14
	工業	第二会議室	36.00		
	水産	会議室	109.02		
	水産	小会議室	62.79		
	床面積合計		463.81	床面積合計	178.38
講義室	商業	大講義室	153.00	大講義室	226.89
	商業	大講義室準備室	40.50	多目的室（兼会議室）	147.13
	商業	視聴覚室	153.00		
	商業	視聴覚準備室	40.50		
	商業	集会室	67.50		
	工業	視聴覚室	133.00		
	工業	視聴覚準備室	32.00		
	水産	視聴覚教室	92.58		
	水産	集会室	119.76		
	床面積合計		831.84	床面積合計	374.02
音楽室	商業	音楽室	164.98	音楽室	102.41
	水産	音楽室	92.58	楽器庫	29.21
	床面積合計		257.56	床面積合計	131.62
美術室	商業	美術室	122.43	美術室	92.98
	商業	美術準備室	36.90	美術準備室	25.43
	工業	美術教室	133.00		
	工業	美術教室準備室	32.00		
	床面積合計		324.33	床面積合計	118.41
書道室	商業	書道室	130.78	書道室	86.36
	商業	書道準備室	34.20	書道準備室	31.89
	床面積合計		164.98	床面積合計	118.25

# 5 施設計画の妥当性

## 参考 一体的整備に伴う諸室（特別教室）の共有化②

特別教室名	既存施設			新築	
	校舎名	諸室名	床面積㎡	諸室名	床面積㎡
理科室	商業	理科室	105.38	理科室	88.45
	商業	理科室準備室	33.75	理科準備室	25.54
	水産	理科室	118.60	化学実験室	92.98
	水産	準備室	34.20	理科倉庫	5.00
	工業	化学実験室	133.00	理科薬品庫	10.55
	工業	化学実験準備室	32.00		
	工業	物理実験室	133.00		
	工業	物理実験準備室	32.00		
	床面積合計		621.93	床面積合計	222.52
図書室	商業	図書室	118.80	図書室	82.16
	工業	図書室	108.00	図書閲覧室	92.11
	水産	図書室	125.40	司書室	16.25
	商業	図書司書室	16.20		
	工業	司書室	15.75		
	水産	司書室	31.40		
	床面積合計		415.55	床面積合計	190.52
調理室	商業	調理教室	108.00	調理教室	140.19
	商業	調理教室準備室	33.75	調理準備室	36.78
	工業	食物実習室	144.00		
	床面積合計		285.75	床面積合計	176.97
被服室	商業	被服実習室	110.25	被服室	128.68
	商業	被服実習室準備室	18.00		
	工業	家庭科総合実習室	147.25		
	工業	家庭科総合実習準備室	42.75		
	水産	第2被服室	131.60		
	床面積合計		449.85	床面積合計	128.68

# 5 施設計画の妥当性

## 参考 産業教育施設（実習施設）の見直し 商業

既存施設			新 設			備考
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	
1	情報処理室+講義室	172.89	1	情報処理室	98.74	
			2	選択講義室1	45.34	分割
3	情報処理準備室	34.20	3	商業実習準備室	28.73	
4	総合実践室+講義室	170.10	4	総合実践室	118.35	
			5	選択講義室2	44.81	分割
6	プログラミング室+講義室	145.80	6	プログラミング室	94.42	
			7	選択講義室3	44.81	分割
8	LL教室	116.48				廃止
9	LL教室準備室	14.80				廃止
10	コミュニケーション室	116.48				廃止
11	準備室	17.55				廃止
			12	ネットワーク実習室	76.21	新設
			13	選択講義室4	47.02	新設
床面積合計		788.30	床面積合計		598.43	

1階

2階

3階

4階

# 5 施設計画の妥当性

## 参考 産業教育施設（実習施設）の見直し 工業（機械）①

既存施設			新 設			備考
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	
1	機械実習室（旋盤）	175.77	1	機械実習室（旋盤）	180.17	
2	機械実習室（特殊機械）	234.36	2	機械実習室（特殊機械）	175.83	
3	原動機・流体実習室	109.17	3	原動機・流体実験室	107.08	
4	木型・鋳造実習室	128.34	4	鋳造実習室	97.09	
5	器具庫	73.44	5	器具庫	35.15	
			6	工具室	19.28	新設
			7	コンプレッサー室	12.15	新設
8	施工実習室	144.00	8	施工実習室	165.50	
9	溶接実習室	113.58	9	溶接実習室	87.28	
10	空気調和実習室（ボイラー）	33.00	10	空気調和・衛生実習室	132.31	集約
11	空気調和実習室（送風）	26.40				集約
12	空気調和実習室（空気調和）	163.80				集約
13	空気調和実習室（負荷）	70.20				集約
14	試験材料実習室	70.02	14	材料試験実習室	85.44	
15	情報実習室	153.72	15	情報実習室	90.21	
16	機械制御実習加工室	64.62	16	機械制御実習加工室	50.93	
17	機械制御実習端末処理室	49.23	17	機械制御実習端末処理室	43.49	
18	F A実習室	110.79	18	F A実習室	39.82	
	床面積小計①	1,720.44		床面積小計①	1,321.73	

# 5 施設計画の妥当性

## 参考 産業教育施設（実習施設）の見直し 工業（機械）②

既存施設			新 設			備考
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	
19	電気計測実習室	58.86				廃止
20	衛生設備実習室	243.00				廃止
21	計画実習室	57.60				廃止
22	精密加工実習室	110.79				廃止
23	手仕上実習室	54.54				廃止
24	工業基礎実習室	173.88				廃止
25	材料試験実習室	81.00				廃止
26	設備設計実習室	102.60				廃止
27	測量実習室	36.00				廃止
28	設備設計実習室	72.00				廃止
29	第一課題研究実習室	108.00	29	課題研究実習室	146.43	
30	第二課題研究実習室	71.25				廃止
31	第三課題研究実習室	150.00				廃止
			32	課題研究準備室	40.96	新設
33	機械科製図実習室	152.00	33	製図室	149.77	
34	機械科製図実習準備室	32.00	34	製図準備室	33.42	
35	準備室	19.00				廃止
	床面積小計②	1,522.52		床面積小計②	370.58	
	床面積合計①+②	3,242.96		床面積合計①+②	1,692.31	

# 5 施設計画の妥当性

## 参考 産業教育施設（実習施設）の見直し 工業（電気）

既存施設			新 設			備考
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	
1	計測実習室	207.00	1	計測実習室	122.11	
			2	計測準備室	39.85	新設
3	電気機器実習室（回転）	162.00	3	電気機器実習室（回転）	100.77	
4	電気機器実習室（高圧）	54.00	4	電気機器実習室（高圧）	96.97	
5	電気機器実習室（静止）	63.00	5	電気機器実習室（静止）	59.67	
6	電気機器実習室（準備）	45.00	6	電気機器準備室	24.41	
			7	電気計測実習室	37.29	新設
8	計測実習室（照明）	45.00	8	計測実習室（照明）	49.15	
9	自動制御実習室	108.00	9	自動制御実習室	75.65	
10	工作実習室	119.00	10	電気工作実習室	91.37	
			11	電気工作準備室	35.19	新設
12	電気工事实習室	133.00	12	電気工事实習室	90.40	
13	電子機器実習室（応用）	54.00				廃止
14	電子機器実習室（機器）	63.00				廃止
			15	電子計測実習室	44.58	新設
16	電子計算機実習室	225.00	16	電子計算機実習室	113.33	
			17	電子計算準備室	29.09	新設
18	建築設備科製図実習室	152.00				機械科と共用
19	建築設備科製図実習準備室	32.00				機械科と共用
			20	課題研究室（器具保管室）	39.78	
	床面積合計	1,462.00		床面積合計	1,049.61	

# 5 施設計画の妥当性

## 参考 産業教育施設（実習施設）の見直し 水産①

既存施設			新 設			備考
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	
1	機関実習室	190.00	1	工学実習室	93.30	
2	航海計器実習室	109.98				廃止
3	航海実習室	65.00				廃止
4	組立仕上実習室	85.00				廃止
5	運用実習室	133.48				廃止
6	運用実習室	140.00				廃止
7	運用実習室	75.00				廃止
8	食品科学総合実習室	250.00	8	食品化学総合実習室	70.96	
			9	食品化学総合実習準備室	26.39	新設
			10	食品薬品庫	15.42	新設
11	栽培漁業実習室	160.00	11	資源増殖実習室	100.53	
			12	資源増殖実習準備室	16.41	新設
			13	資源増殖実習控室	7.66	新設
14	海洋気象実習室	69.56	14	海洋気象実習室	36.62	
15	水産生物室	82.73	15	海洋生物実験室	82.46	
			16	海洋生物準備室	32.29	新設
17	漁具制作実習室	132.00	17	漁具製作実習室	68.15	
	床面積小計①	1,492.75		床面積小計①	550.19	

# 5 施設計画の妥当性

## 参考 産業教育施設（実習施設）の見直し 水産②

既存施設			新 設			備考
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	
			18	漁具製作準備室	24.42	新設
19	漁具性能実習室	60.00				廃止
20	食品資源	123.76	20	食品資源学習室	38.61	
			21	船舶運用学習室	40.69	新設
22	食品製造実習室	891.00	22	食製実習室	619.53	
			23	運用実習室	31.92	
24	実習船資料室	99.36	24	水産科資料室	71.73	
25	航海計器実習室	100.00	25	航海計器実習室	108.72	
26	シミュレーション室	109.98	26	シミュレーター室	88.40	
27	準備室	60.16				廃止
28	パソコン室	128.86	28	I C T室	72.15	
29	準備室	34.00				廃止
30	情報機器室	31.40				廃止
31	専攻科学習室	99.64	31	専攻科学習室	61.20	
			32	専攻科準備室	41.94	新設
33	船舶職員室	43.75	33	船舶職員室1	35.03	
34	海翔実習室	47.94	34	船舶職員室2	37.19	
	床面積小計②	1,829.84		床面積小計②	1,271.53	
	床面積合計①+②	3,322.59		床面積合計①+②	1,821.72	

# 5 施設計画の妥当性

## 参考 産業教育施設（実習施設）の見直し 家庭

既存施設			新 設			備考
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	
1	第1調理室	175.78	1	専門調理室1	180.65	
2	準備室	42.30	2	調理準備室	30.90	
3	第2調理室	118.60	3	専門調理室2	146.03	
4	準備室	34.20				廃止
			5	師範デモ室	47.82	新設
6	集団給食室	94.00	6	集団給食室	181.47	
7	接遇・マナー室	179.54	7	接遇マナー室	120.84	
8	試食室	65.80	8	調理学習室	77.66	
9	第1被服室	221.28	9	被服・家庭経営室	126.12	
10	準備室	44.65	10	家庭科準備室	30.79	
11	家庭経営室	159.80				廃止
12	試着室	65.80	12	食物科更衣室1	24.26	
			13	食物科更衣室2	24.47	新設
			14	食物科職員室	58.45	新設
床面積合計		1,201.75	床面積合計		1,049.46	

1階

2階

3階

4階

# 5 施設計画の妥当性

## (2) 代替手段との優位性

- 宮古地域の商工高校及び水産高校は当該校のみであり、周辺地域に、活用可能な**既存施設や類似施設はない**こと。
- 宮古地域における産業技術の次世代の担い手を育成する専門高校として「教育の場」を提供しており、今後も同様の役割を担うことから、**安全で安心して学べる教育環境の整備が必要**であること。

## (3) 建設予定地選定の妥当性

### ア 検討した候補地

宮古商工高等学校**商業校舎敷地内**（宮古市磯鶏）

### イ 選定理由

- 宮古商工高等学校商業校舎の敷地内において、新築整備に**必要な面積を確保**できること。
- **県有地**であり、用地取得等の財政負担が生じないこと。
- **浸水想定区域外**であること。

# 5 施設計画の妥当性

## (4) 利用者への配慮

- 床段差を排除して、スムーズな施設利用を可能にする。
- 視認性のよいわかりやすい案内サインの設置により、大規模な学校建築において外部見学者にも無理のない誘導を行う。
- ゆとりある廊下幅、エレベーターの設置、バリアフリースイレの整備により、けがをした生徒、車椅子利用者、施設見学高齢者にも配慮した、学校建築とする。

# 6 環境保全と景観への配慮

## (1) 環境に対する影響及び保全対策

建設予定地 ➤ 宮古商工高等学校商業校舎のグラウンド

➤ 岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「C」。

保全区分	内容	保全目標	保全方向
C	<ul style="list-style-type: none"><li>・二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域</li><li>・重要な動植物種が生息・生育する地域</li><li>・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・重要な植生について、適正な保全を図る。</li><li>・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。</li><li>・重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。</li></ul>	事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める。

- ◆ リサイクルを考慮した低環境負荷材料使用、地域産木材の活用等、**環境に配慮した計画**とすることとしている。
- ◆ 外壁外断熱による施設の高断熱化、冷暖房設備の負担軽減、及び消費電力の少ない設備機器の使用、自然採光、通風、換気の積極的な導入、ソーラーパネルの設置などにより、**CO2の排出を抑制**する。
- ◆ 希少な動植物の生息が確認された場合は、**生息環境を保護・保全に努める**こととする。

## 6 環境保全と景観への配慮

### (2) 景観に対する影響及び配慮

- 岩手県景観計画において「一般地域、市街地景観地区」とされている。
- 大きな施設ボリュームを分節化して威圧感を低減するとともに、シンプルなデザインとすることで周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう計画している。

## その他

### (1) 地域住民等の意見とその対応

- 校舎の老朽化が進んでいること、東日本大震災津波で被災していることなどに伴い、生徒が安全で安心して学ぶための整備であることから、地域住民から反対意見等はない。

# 7 総合評価

- ◆ 両校とも開校以来、地域の産業技術の担い手となる人材を育成・輩出してきたところであり、今後も同様の役割を担うことから、**安全で安心して学べる教育環境の整備が必要**。
- ◆ 3校舎とも建築後50年以上が経過しており、老朽化が著しく、また、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに支障を来したことから、**早急に安全性を確保する必要**。
- ◆ **浸水想定区域外の宮古商工高等学校商業校舎敷地内**に3校舎を一体的に整備することにより、**安全性を確保するとともに、整備面積の削減と総事業費を抑制**することが可能であり、合築による事業実施が妥当であると判断。
- ◆ 環境や景観についても、支障となる要因はない。

**【対応方針案】 事業実施**

# 透視図



東側正門からの鳥瞰

# 透視図



南側外観（商工高校側）



グラウンド側外観（水産高校側）